

参考資料

：韓国におけるコンテンツ関連「法案及び規定」（抜粋）

目次

1. 映画及びビデオ等級分類の基準	2
2. 外国人国内公演推薦及び年少者有害公演確認基準	8
3. 広告・宣伝物の青少年有害性確認基準	10
4. 審議手続規定	12
5. 映画及びビデオの振興に関する法律（略称：映ビ法）	16
映画及びビデオの振興に関する法令と旧法令との相違点	21
（参考）映画等級分類及び広告宣伝	22
6. 青少年保護法	33
7. 出版及び印刷振興法	41
電子出版物に対する付加価値税免除対象基準の公示	46
8. 著作権法	48
9. 音楽産業振興に関する法律（略称：音産法）	52
音楽産業振興に関する法律施行令	55
音楽産業振興に関する法律施行規則	56
音楽産業振興に関する法令と旧法令との主要な相違点	59
10. ゲーム産業振興法（略称：ゲーム法）	61
ゲーム法諸規定（新たに改正された法との共通部分）	62

1. 映画及びビデオ等級分類の基準

分野別審議基準、出典：映像物等級委員会 <http://kmb.or.kr/>

第2章 映画等級分類の基準

第4条（等級分類基準）

等級分類はテーマ、内容、台詞及び映像等を総合的に判断し、次の各号の基準によって等級を決定すべきである。

①全年齢観覧可：全ての年齢の人が観覧できる映画

1. テーマ及び内容の表現は観覧客の理解度を考慮し、情緒的な安定感及び健全な価値観と人格形成に役立つものにならない。
2. 台詞の表現は社会的に一般化された卑語・俗語であっても乱用することは許されず、標準語に直さなければならない。
3. 映像の表現は煽情性と暴力性が限定、制限されるべきである。
4. その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。

②12歳以上観覧可：12歳以上の人が観覧できる映画

1. テーマ及び内容の表現は情緒的な不安感を誘発したり、家庭教育と学校教育の根幹を阻害してはならない。
2. 台詞の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することのできる水準のものに限られるべきであり、卑語・俗語は制限すべきである。
3. 映像の表現は煽情性と暴力性があってもその程度が間接的で軽微に描写される程度に限られるべきである。
4. その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。

③15歳以上観覧可：15歳以上の人が観覧できる映画

1. テーマ及び内容の表現は情緒的に社会倫理、家族、学校及びこれに準ずる社会的集まり等で習得した知識と経験から十分に理解できるものでなければならない。
2. 台詞の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することのできる水準のものに限られるべきであり、低俗な悪口・誹謗・性的な描写は制限されるべきである。
3. 映像の表現は煽情性と暴力性があっても、その程度が制限的なものに限られるべきであり、精神的、肉体的に刺激を与えないように描写されなければならない。

4. その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は社会通念上容認できる水準の表現に限られるべきである。

④青少年（18歳未満）観覧不可：青少年は観覧できない映画

1. テーマ及び内容の表現は社会生活等で習得した知識と経験にはない内容または観覧客と一般人が理解できるもの。
2. 台詞の表現は情緒的、人格的に適切でない水準の低俗な悪口・誹謗・性的な言葉の使用が具体的に描写されているもの。
3. 映像の表現が扇情性と暴力性を過度に直接的で具体的に描写されているもの。
4. その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写が具体的、主観的に表現されているもの。

⑤制限上映可：上映及び広告・宣伝において一定の制限が必要な映画であり、次の各号の内容及び表現技法が反国家的・反社会的・非倫理的な内容のもので、国民情緒に悪影響を及ぼす恐れがあるもの。

1. 台詞の表現が社会的に弱い立場にある集団に対する軽蔑・侮辱等を目的に過度に使用され、人間の普遍的な尊厳と価値を著しく損傷するもの。
2. 人間の身体を道具のような扱い方をし、残虐な表現をしたり、残酷なものを美化して犯罪を助長、扇動し、社会秩序を乱すもの。
3. 獣姦・近親相姦・乱交を具体的かつ露骨に表現したり、青少年を対象とした残虐な内容、性欲の刺激のみを追求し、美風良俗（美しく良い風習）を害するもの。
4. 客観的な事実に基づかず、友邦国家を意図的に敵対視する等、外国との正常な国交関係を害する恐れがあると判断されたもの。
5. その他正常な人間関係等を深く損傷する等、反国家的・反社会的の傾向が非常に濃いため、芸術的、文学的、教育的、科学的、社会的価値を著しく損傷すると認められるもの。

第3章 ビデオ等級分類の基準

第1節 一般基準

第5条（基本原則）

- ①等級分類は倫理性と公共性を確保しなければならない、ビデオの創作性と自律性を最大限尊重しなければならない。
- ②等級分類は青少年の情緒涵養と人格形成を志向すべきであり、健全な映像環境作りに貢献すべきである。

- ③等級分類は人類普遍的価値と性・人種・国家及び文化の多様性を尊重しなければならない。
- ④等級分類はこの基準を適用するに当たって健全な社会通念を尊重すべきである。

第6条（倫理性・公共性）

- ①等級分類は国民の倫理意識と健全な社会情緒を考慮しなければならない。
- ②等級分類は民主的基本秩序を維持し、人間の尊厳性と価値を考慮しなければならない。
- ③等級分類は国家の存立と正体性を損傷したり、民族の尊厳性を害する内容がないように考慮すべきである。
- ④等級分類は合理的な理由なく、特定階層に対する偏見や卑下を助長する内容がないように考慮すべきである。

第7条（性表現）

- ①等級分類は男女関係を扇情的に扱ったり、美しくて良い風習を害する内容がないように考慮すべきである。
- ②等級分類は刺激的で嫌悪的な性的表現や性暴力行為の描写により、性的屈辱感や嫌悪感を感じさせる内容がないように考慮すべきである。
- ③等級分類は子供と青少年を性的暴力・虐待・遊戯の対象とする内容がないように考慮すべきである。

第8条（暴力・残忍性）

- ①等級分類は犯罪や暴力性を描写し、模倣や動機を誘発させ、家族倫理や社会秩序を害する内容がないように考慮すべきである。
- ②等級分類は児童虐待・人身売買・誘拐等を美化したり、暴力行為を興味本位で記述した内容がないように考慮すべきである。
- ③等級分類は過度の衝撃や嫌悪感を与えかねない加虐的・被虐的内容がないように考慮すべきである。
- ④等級分類は犯罪・薬物の描写等、法令に違反する行為を助長したり、正当化する内容がないように考慮すべきである。

第2節 等級分類基準

第10条（等級分類基準）

- ①等級分類はテーマ、内容、台詞及び映像等を総合的に判断し、次の各号の基準によって等級を決定すべきである。
1. 全年齢観覧可：全ての年齢の人が視聴できるビデオ
イ．テーマ及び内容は情緒涵養及び健全な価値観形成に役立つものにならない。

- ロ．映像の表現は煽情性と暴力性が限定、制限されるべきである。
 - ハ．台詞等の字幕処理表現は一般化された卑語・俗語であっても乱用してはならない。
 - ニ．その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。
2. 12歳以上観覧可：12歳以上の人が見聴できるビデオ
- イ．テーマ及び内容の表現は情緒的な不安感を誘発したり、家庭教育と学校教育の根幹を阻害してはならない。
 - ロ．映像の表現は煽情性と暴力性があってもその程度が間接的で軽微に描写される程度に限られるべきである。
 - ハ．台詞等字幕処理の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することができる水準のものに限られるべきであり、卑語・俗語は制限すべきである。
 - ニ．その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。
3. 15歳以上観覧可：15歳以上の人が見聴できるビデオ
- イ．テーマ及び内容の表現は情緒的に社会倫理、家族、学校及びこれに準ずる社会的集まり等で習得した知識と経験から十分に理解できるものでなければならない。
 - ロ．映像の表現は煽情性と暴力性があっても、その程度が制限的なものに限られるべきであり、精神的、肉体的な刺激を与えないように描写されなければならない。
 - ハ．台詞等字幕処理の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することができる水準のものに限られるべきであり、低俗な悪口・誹謗・性的な描写は制限されるべきである。
 - ニ．その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は社会通念上容認できる水準の表現に限られるべきである。
4. 青少年観覧不可：青少年は見聴できないビデオ
- イ．テーマ及び内容の表現は社会生活等で日常的に経験できないことでも、視聴者が映画上の状況として受け入れられるもの。
 - ロ．映像の表現が煽情性と暴力性を過度に直接的で具体的に描写されているもの。
 - ハ．台詞等字幕処理の表現は情緒的、人格的に適切でない水準の低俗な悪口・誹謗・性的な言葉の使用が具体的に描写されているもの。
 - ニ．その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写が青少年の思考力等に悪影響を及ぼすもの。

②第①項の規定により、等級分類を行うに当たって国家の正体性、国益、美風良俗及び社会秩序等に及ぼす影響を十分に考慮すべきである。

第4章 ビデオ等級保留の基準

第11条（国家の正体性等）

反国家的な行動の描写や歴史的な事実の歪曲により、国家の正体性を著しく損傷させるものは次の各号の通りである。

1. 国家の権威や憲政秩序を明白に否認したり、誹謗する等の反国家的な行動を描写するもの。
2. 客観的、普遍的に正しい歴史的事実を歪曲したり、悪意的に描写し、民族及び国家の正統性と正体性を損傷させるもの。
3. 社会混乱を先導・助長する等、社会秩序や国家の存立を著しく脅かし、侵害するもの。
4. 国旗、国家、文化遺跡等のような公的象徴物を不適切に使用したり、侮辱したもの。

第12条（暴力描写等）

犯罪・暴力等を扱う際に、犯罪心理または模倣心理を煽る等、社会秩序を乱す恐れがあるものは次の各号の通りである。

1. 人体または動物等に対する暴力、損壊等を過度に残虐描写し、正当化したもの。
2. 肉体的・精神的苦痛を表現し、残虐・嫌悪感を誘発するもの。
3. 組織暴力、暴動及び虐殺等の集団暴力を残忍に描写し、正当化したもの。
4. 人身売買、誘拐、死体遺棄、自殺、自害等を具体的に描写し、正当化したもの。

第13条（淫乱描写等）

性・淫乱等を過度に刺激的に描写し、犯罪心理または模倣心理を煽ったり、健全な家庭生活と美風良俗を害する恐れがあるものは次の各号の通りである。

1. 人体及び動物の性器・陰毛・肛門・分泌物・排泄物等を過度に具体的に露出し、嫌悪感と性的羞恥心を誘発するもの。
2. オーラルセックス、性器愛撫等の性行為を過度に露骨に描写したもの。
3. 強姦、輪姦等の性暴力と売・買春等の犯罪行為を興味本位に描写し、正当化したもの。
4. 獣姦、屍姦、加虐的または被虐的な変態性行為を具体的かつ刺激的に描写したもの。
5. 近親相姦、スワッピング、乱交等を直接的かつ露骨的に描写し、家族倫理と性倫理を歪曲するもの。
6. 男女の臀部・肛門、性器・陰部・陰毛または胸を詳細かつ扇情的に描写したり、身体またはセックスの道具等を利用した自慰行為を直接的かつ具体的に描写したもの。
7. 人体を誘拐し、性暴力または性遊戯の対象にする内容を肯定的かつ具体的に描写したもの。
8. 劇的構成を排除し、直接的かつ性的な行為のみを一貫して扇情的に描写したもの。

第14条（美風良俗及び社会秩序等）

尊・卑属に対する暴行・殺傷等の家族倫理の損傷等により、美風良俗や社会秩序を害する恐れがあるものは次の各号の通りである。

1. 尊・卑属に対する具体的な暴行、虐待、殺傷等の行為を正当化または勧奨する恐れがあるもの。
2. 障害者、老人等のような社会的な弱者や疎外階層を卑下し、人間の尊厳性を害したり、彼らに対する暴言・暴行・虐待・殺傷を正当化または勧奨する恐れがあるもの。
3. 人または動物の嘔吐・放尿・排泄物等を過度に具体的かつ猟奇的に描写し、嫌悪感を誘発するもの。
4. 社会の伝統、倫理意識及び公衆道徳を歪曲描写し、健全な国民情緒を著しく阻害するもの。
5. 迷信崇拜等、非科学的な生活態度を助長したり、合理化するもの。
6. 性別、人種、年齢、地域、職業等を差別し、階層間の違和感を著しく助長する恐れがあるもの。
7. 特定宗教、宗派の教理や宗教意識を誹謗・歪曲したもの。
8. 集団疎外行為を正当化し、健全な人間関係を害する恐れがあるもの。
9. 博打と射幸心を肯定的に描写し、健全な生活態度を阻害するもの。
10. 麻薬類の使用と幻覚状態を肯定的かつ具体的に描写したもの。
11. 犯罪行為を美化または助長・扇動し、社会秩序を乱すもの。
12. 健康や医薬等に関し、客観的に証明されていない事項を肯定的に描写するもの。
13. 記録物を扱う際に考証が必要な特定人物、歴史的事実等を歪曲・賛美したり、悪意的に描写したもの。

第15条（国際的外交関係等）

客観的な事実に基づかず、友邦国家を意図的に敵対視する等、国際的な外交関係及び国益を害するものは次の各号の通りである。

1. 特定国家の歴史的事実または政治・経済・社会・文化等の現実を歪曲し、当該国家との友好と国交関係を著しく損傷するもの。
2. 客観的事実に基づかず、国家、国旗及び首班を意図的に、または一方的に敵対視・戯画化・誹謗するもの。
3. その他国家的外交関係で国益を害する恐れのあるもの。

第16条（台詞及び文句）

①題名及び台詞等の字幕処理表現に関する等級分類基準は第5条ないし第15条の規定を準用する。

②この基準に明治されていない事項に関しては委員会の諸規定を準用する。

2. 外国人国内公演推薦及び年少者有害公演確認基準

第1条（目的）

この基準は公演法（以下「法」とする）第5条の規定による国内または外国公演の年少者有害有無に関する事項と、法第6条の規定による外国人の国内公演の推薦及び行政権限委員及び委託に関する規定第45条第③項により、観光事業を営為する企業に従事する外国人の推薦事項を円滑に行う為を目的とする。

第2条（審議及び推薦基準）

①年少者有害公演に対する審議は青少年保護法第10条及び同法施行令第7条の青少年有害媒体の審議基準によって行われる。

②年少者利用不可に対する審議事項は次の各号の通りである。

1. 公演の題名
2. 公演の台詞及び音楽
3. 公演の広告・宣伝物
4. その他公演と関連のある事項

③法第7条第①項及び同法施行令第6条の規定により、外国人の国内公演の場合、該当公演が次の各号に該当する場合には推薦しないことができる。

1. 国家利益または国民感情を害する恐れがある場合
2. 公序良俗を害する恐れがある場合
3. 国内の公演秩序を乱したり、害する恐れがある場合
4. 犯罪行為を正当化したり、犯罪手段を過度に繊細に描写する場合
5. 低俗または猥褻な言葉を使用したり、その動作を描写する場合
6. その他委員会が推薦に適しないと決定した場合

第3条（推薦制限）

①観光業者における演奏・歌謡、曲芸・マジックに対しては次の各号の場所を除いては推薦しない。

1. 駐韓米8軍営内クラブ
2. 観光振興法第4条第②項による観光事業登録を行った3級以上の観光ホテルまたは観光遊覧船、観光振興法第6条の規定による観光便宜施設業の指定を受けた観光劇場食堂または外国人専用遊興飲食店。
3. 国際会議産業育成に関する法律第2条第3号の規定による国際会議施設の附帯施設。

- ②観光業者における歌舞に対しては第①項第3号の場所を除いては推薦しない。
- ③第①項各号及び第②項の場所における公演の場合でも、次の各号に該当しない場合には推薦しない。
1. 外国人の国内公演推薦申請者（以下「公演者」とする）は第①項の各号の業者を運営したり、勤労者派遣事業の許可を受けた者でなければならず、勤労者は権事業許可を受けた者の場合は、勤労者派遣観光業者と第2号ないし第3号の内容が含まれた派遣契約を結ばなければならない。
 2. 公演団の構成人員は最大8名とする。但し、観光振興法による観光公演場は例外とする。
 3. 公演舞台は観覧席と区分されるべきである。
 4. 公演期間は推薦及び変更推薦の後12ヶ月以内でなければならず、総公演期間は24ヶ月以内でなければならない。
- ④観光業者の公演を推薦する際に、委員会は法第6条第④項の規定により、次の各号の推薦条件を推薦書に明示しなければならない。
1. 公演者は公演団が公演法による公演以外の活動をしないようにしなければならない。
 2. 公演者は推薦を受けた場所以外のところで公演を行ってはいけない。
 3. 公演者は推薦を受けた公演団を無断で分割したり、統合したりして公演を行ってはいけない。
 4. 公演者は推薦を受けた事項（公演団、公演期間、公演場所）を変更しようとする場合には、事前に変更推薦を受けなければならない。但し、未入国・離脱・出国時の事由発生後30日以内に変更推薦を受けなければならない。
 5. 公演者は第1号ないし第4号の推薦条件以外にも委員会が法第6条第④項によって観覧客の安全または公演秩序維持の為に個別公演別に明示する推薦条件を遵守しなければならない。

第4条（準用）

その他年少者有害公演の決定及び外国人の国内公演の推薦に関し、この基準で定めていない事項は関係法令及び委員会の諸規定を準用する。

3. 広告・宣伝物の青少年有害性確認基準

第1章 総則

第1条（目的）

この基準は『映画及びビデオの振興に関する法律（以下「映ビ法」とする）』第32条及び第66条の規定による映画及びビデオの広告・宣伝物に対する青少年有害性有無確認に必要な基準を定めることを目的とする。

第3条（範囲）

①この基準による映画及びビデオの広告・宣伝物に対する有害性確認対象は次の各号の通りである。

1. 該当映画及びビデオの予告編及び広告映画。
2. 該当映画及びビデオのポスター、スチール写真、新聞、雑誌、チラシ、ジャケット等、公衆に配布・掲示される広告・宣伝物。
3. 電気通信網を利用し、公衆の視聴に提供しようとする映画及びビデオの広告・宣伝物。
4. その他関連広告・宣伝物。

②第①項の規定にもかかわらず、次の各号の映画及びビデオの広告・宣伝物は、有害性の確認を受けないことができる。

1. 映ビ法第50条第③項第1号ないし第3号によるビデオの広告・宣伝物。
2. 青少年に有害性がないことの確認を受けた広告・宣伝物と同一な内容の広告・宣伝物を他のビデオの広告・宣伝物として利用・提供しようとする内容（シーンの部分編集なしに確認を受けた内容を単純に連続構成したり、分離して視聴提供する場合を含む。但し、青少年観覧不可等級の広告・宣伝物は他等級の広告・宣伝物と連続されてはならない。）
3. 情報通信網を通じ、視聴・提供される広告・宣伝物として確認を受けた内容と同一なイメージ（内容を含む）を他ウェブサイト提供しようとする内容（シーンの部分編集なしに確認を受けた内容を単純に連続構成したり、分離して視聴提供する場合を含む。但し、青少年観覧不可等級の広告・宣伝物は他等級の広告・宣伝物と連続されてはならない。）

第3章 細部基準

第10条（扇情性等）

広告・宣伝物の扇情性描写に関する事項は映画及びビデオの等級分類基準を準用し、全般

的な脈絡を考慮して確認するが、特に次の各号の事項に注意しなければならない。

1. 性行為に関し、その方法、表情、嬌声表現、排泄物等を過度に描写したもの。
2. 男女の臀部・肛門、性器・陰部・陰毛または胸を詳細かつ扇情的に描写したり、身体またはセックスの道具等を利用した自慰行為を直接的かつ具体的に描写したもの。
3. 猥褻を描写したり、乱交、近親相姦、加虐・被虐性淫乱症等、変態性行為、強姦、売・買春行為、その他社会通念上許容されない性関係を助長するもの。
4. 青少年を対象とする性行為を助長したり、女性を売・買春または性的対象としてのみ表現する等の性倫理を歪曲するもの。

第11条（暴力性）

広告・宣伝物の暴力性描写に関する事項は映画及びビデオの等級分類基準を準用し、一般的な脈絡を考慮して確認するが、次の各号の事項に注意しなければならない。

1. 四肢切断等、身体損傷場面や死体遺棄等を具体的に描写したもの。
2. 尊・卑属に対する傷害、暴行、殺人等、伝統的な家族倫理を毀損する恐れがあるもの。
3. 残忍な殺人、暴行、拷問等の場면을刺激的に描写したり、助長するもの。
4. 性暴力、自殺、自虐行為及びその他肉体的・精神的な虐待を美化したり、助長するもの。
5. 暴力行為を興味本位で戯画化・美化し、犯罪方法を詳細に描写して犯罪を助長するもの。

第12条（反社会性）

広告・宣伝物の反社会性描写に関する事項は映画及びビデオの等級分類基準を準用し、一般的な脈絡を考慮して確認するが、次の各号の事項に注意しなければならない。

1. 博打と射幸心の助長等、健全な生活態度を阻害する恐れがあるもの。
2. 歴史的な事実を歪曲したり、国家と社会存立の基本体制と国家間の外交関係を損傷する恐れがあるもの。
3. 合理的な理由なしに性別、宗教、年齢、社会的身分、人種、職業、地域等を悪意で差別したり、それらに対する偏見を助長するもの。
4. 青少年有害薬物等の効能及び製造方法等を具体的に表現し、その服用及び製造を助長するもの。
5. 青少年有害業者における青少年雇用と青少年の出入りを助長するもの。

4. 審議手続規定

第2章 映画

第2条（等級分類）

①映画及びビデオの振興に関する法律第29条第①項の規定により、映画（予告編及び広告映画を含む）の上映等級の分類を受けようとする者は別紙第1号書式の映画上映等級分類申請書に次の各号の資料を添付し、委員会に提出しなければならない。

1. 輸入約定書1部（外国映画に限る）
2. 輸入免状のコピー1部（外国映画に限る）
3. 録音台本（あらすじ、スタッフ含む）12部
4. 原語台本1部（外国映画に限る）
5. 修正有無の確認書1部
6. 映画プリント1冊
7. 映画予告編は輸入免状または輸入約定書1部（外国映画に限る）、台本（原語1部／韓国語3部）、プリント1冊。
8. 広告映画は原作者の承諾書1部、台本3部、プリント1冊。

②委員会は第①項の規定による映画上映等級分類申請書が提出される時には、委員会で定めた基準により、上映等級を決定し、当該上映等級分類申請者に別紙第2号書式の映画上映等級分類決定書を交付しなければならない。

第3章 ビデオ

第3条（等級分類申請）

①映画及びビデオの振興に関する法律第50条第①項の規定により、国内で制作されるビデオの等級分類を受けようとする者は別紙第4号の国産ビデオの等級分類申請書に次の各号の資料を添付し、委員会に提出しなければならない。

1. 見本ビデオ1本（リリース内容と同一でなければならない。）
2. ビデオの内容説明書2部
3. 映画上映作の場合、正当な権利者であることを証明する書類1部（公証人法による公証人が公証した書類を意味する。）
4. 共同制作物の場合には共同制作契約書及び制作企画書等、共同制作物であることを証明する書類
5. 図書に付随したビデオの場合には制作業者委任書類（当該図書の出版業者が申請した場合に限る。）

6. その他ビデオに対する正当な権利関係を証明できる書類として委員会が要求する書類（公証：公演等に対する制作契約書、原音使用許可書、特定支援人との関係書類等）

②映画及びビデオの振興に関する法律第50条第①項の規定により、外国ビデオの等級分類を受けようとする者は別紙第5号書式の外国ビデオの等級分類申請書に次の各号の資料を添付し、委員会に提出しなければならない。

1. 見本ビデオ1本（リリース内容と同一でなければならない。）
2. ビデオの内容説明書2部
3. 当該ビデオに対する正当な権利者であることを証明する書類
 - イ. 在外公館公証法による当該国家に駐在する大韓民国公館の領事館が確認した契約書類（原作者証明書を含む）及び正当な権利を持つ者であることを当該政府が認定し、権限のある機関が発行した書類
 - ロ. 公証された権利譲渡証（譲渡が行われた場合に限る。）
4. 図書に付随したビデオの場合には、配給会社の委任書類（当該図書の出版業者が申請する場合に限る。）
5. その他ビデオの配給に対する正当な権利関係を証明できる書類として委員会が要求する書類（送金領収書、DHL書類等）

第4章 公演

第9条（外国人国内公演推薦及び変更推薦）

①公演法第6条の規定により、国内で公演を行おうとする外国人、外国人を国内に招待して公演を行おうとする者または外国人の国内公演の推薦を受けた後、その推薦事項を変更しようとする者は公演法施行規則別紙第6号書式の外国人国内公演推薦（変更推薦）申請書に次の各号の書類を添付し、委員会に提出しなければならない。但し、推薦事項を変更しようとする場合には各号の書類のうち、変更事項と関連のある書類のみを提出すればよい。

1. 公演の概要・脚本・歌詞・楽譜
2. 公演契約書のコピー（翻訳文を含む）
3. 外国人公演者・公演団の性格等の説明書
4. 外国人出演者の名簿（国籍・姓名・性別・生年月日・配役・旅券番号）
5. 著作者から公演権を取得した事実を証明する書類

②委員会は第①項の規定による申請を受けて推薦をする場合、推薦基準に該当するか否かを審議する。推薦基準に該当する場合、申請者に公演法施行規則別紙第7号書式の外国人国内公演推薦（変更推薦）書を交付しなければならない。

③委員会は第②項の規定による推薦（変更推薦）書を交付する場合には、公演法施行規則別紙第8号書式の外国人国内公演推薦（変更推薦）台帳にその事実を記載しなければならない。

④委員会は外国人の国内公演を推薦・変更推薦したり、公演の制限または推薦の取消を行う場合には、その結果を公演法施行規則別紙第9号書式の内訳書に外国人国内公演推薦台帳のコピーを添付し、翌月の10日まで文化観光部長官に提出しなければならない。

第10条（観光業者に従事する外国人公演の推薦及び変更推薦）

①行政権限委任委託に関する規定第45条第③項によって観光事業を営為する業者に従事する外国人に対する推薦を受けようとする者は、別紙第13号書式の観光業者従事外国人国内公演推薦（変更推薦）申請書に次の各号の書類を添付し、委員会に提出しなければならない。但し、推薦事項を変更しようとする場合には、次の各号の書類のうち、変更事項と関連のある書類のみを提出すればよい。

1. 公演の概要
2. 公演契約書のコピー（翻訳文を含む）
3. 外国人公演者・公演団の性格等の説明書
4. 外国人出演者の名簿（国籍・姓名・性別・生年月日・配役・旅券番号）
5. 公演の写真（チラシ）及び公演内容が収録されたビデオテープ
6. 旅券のコピー
7. 業者との契約書及び勤労者派遣事業許可証
8. 派遣業者の事業者登録証と観光事業者登録・指定証
9. 変更申請時、変更事由書、変更を証明できる書類

②委員会は第①項の規定による申請を受けて推薦をする場合、推薦基準に該当するか否かを審議する。推薦基準に該当する場合、申請者に別紙第15号書式の観光業者従事外国芸能人公演推薦（変更推薦）書を交付しなければならない。

③委員会は第②項の規定による推薦（変更推薦）書を交付した場合には、別紙第16号書式の観光業者従事外国芸能人公演推薦（変更推薦）台帳にその事実を記載しなければならない。

④委員会は別紙第17号書式によって観光業者従事外国芸能人の公演推薦現況を文化観光部長官に半期別に提出しなければならない。

第11条（年少者有害公演確認要請）

①公演法第5条第③項の規定により、公演または宣伝物の年少者有害性有無の確認を受けようとする者は公演法施行規則別紙第3号書式の年少者有害公演（宣伝物）確認要請書を委員会に提出しなければならない。

1. 脚本・歌詞・楽譜・公演プログラム（公演の場合に限る）

2. 当該公演の広報の為に制作した宣伝物（宣伝物の場合に限る）
 - ②委員会が第①項の規定による要請をうけ、確認を行う場合には公演法施行規則別紙第4号書式の年少者有害公演（宣伝物）確認書を交付しなければならない。
 - ③委員会は第②項の規定による確認書を交付する場合には、公演施行規則別紙第5号書式の年少者有害公演（宣伝物）確認台帳にその事実を記載しなければならない。

第6章 再分類

第15条（等級の再分類）

- ①委員会は公演法第6条及び行政権限の委任及び委託に関する規定第45条第③項による推薦、映画及びビデオの振興に関する法律第29条及び第50条の規定による等級分類または等級分類の保留に関する決定、同法第32条及び第66条の規定による広告・宣伝物の青少年有害確認に関する決定に対し、異議がある者はその決定日から30日以内に別紙第18号書式の再分類申請書と具体的な事由を明示した再分類申請事由書を提出しなければならない。但し、上映または配布された作品については再び申請することができない。
- ②再分類は1回に限り行われ、その結果に異議がある場合には小委員会の決定日から3ヶ月が経過した後再び申請することができる。この場合、新しい推薦及び等級分類申請とみなされる。
- ③委員会は第①項の規定による再分類申請がある時には、15日以内に再分類を実施し、その事由及び結果を公開すると共に当事者または代理人に通知しなければならない。再分類結果の通知は該当審議物の通知書式によって行われる。

5. 映画及びビデオの振興に関する法律（略称：映ビ法）

[制定2006. 4. 28 法律第7943号]

第2章 映画

第4節 映画業者の申告等

第26条（映画業者の申告等）

- ①映画業者になろうとする者は映画振興委員会に申告しなければならない。申告した事項を変更する場合も同じである。
- ②第①項の規定による申告・変更申告の手続き、申告証の交付及び再交付等に関し、必要な事項は文化観光部令で定める。

第5節 上映等級分類及び広告・宣伝制限

第29条（上映等級分類）

- ①映画業者は制作または輸入した映画（予告編及び広告映画を含む）に対し、その上映前まで第71条の規定による映像物等級委員会（以下「映像物等級委員会」とする）から上映等級の分類を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する映画の場合は例外とする。
 1. 対価を受けず、特定の場所で青少年が含まれない特定集団に限定し、上映する小型映画・短編映画
 2. 映画振興委員会が推薦する映画祭で上映される映画
 3. 国際的文化交流の目的として上映する映画等、文化観光部長官が等級分類が必要ないと認めた映画
- ②第①項の本部の規定による映画の上映等級は次の各号の通りである。但し、予告編・広告映画等、映画上映前に上映される映画は第1号に該当する場合に限り、上映等級の分類が受けられる。
 1. 全年齢観覧可：全ての年齢の人が関連できる映画
 2. 12歳以上観覧可：12歳以上の人が観覧できる映画
 3. 15歳以上観覧可：15歳以上の人が観覧できる映画
 4. 青少年観覧不可：青少年は観覧できない映画
 5. 制限上映可：上映及び広告・宣伝において一定の制限が必要な映画
- ③第①項及び第②項の規定に違反し、上映等級の分類を受けない映画を上映してはならない。
- ④第②項第2号または第3号の規定による上映等級に該当する映画の場合には、当該映画を観覧できる年齢に達していない者を入場させてはならない。但し、両親等、保護者を同

伴する場合には例外とする。

- ⑤第②項第4号または第5号の規定による上映等級に該当する映画の場合には、青少年を入場させてはならない。
- ⑥第①項の規定によって分類を受けた上映等級を変更したり、上映等級を受けた映画の内容を変更して映画を上映してはならない。

第31条（上映等級の再分類）

- ①第29条の規定によって分類を受けた上映等級に異議がある映画業者は、上映等級の分類を受けた日から30日以内に具体的な事由を明示し、映像物等級委員会に異議を申請し、等級分類を再び受けることができる。
- ②映像物等級委員会が第①項の規定による異議申請を受けた場合には、これを審査し、申請に理由がある場合には申請書の受付日から15日以内に等級分類を再び行い、申請人または代理人に通知しなければならない。理由がない場合には理由がないということを通知しなければならない。
- ③第①項及び第②項の規定による再分類申請の手続き及び通知等に関する必要な事項は映像物等級委員会規定で定める。

第35条（映画フィルムの提出）

- ①映画制作者は第29条第①項の規定によって上映等級の分類を受けた時には、当該映画の原版フィルム・ディスクまたはそのコピーと台本（以下「映画フィルム等」とする）を大統領令が定めた通りに、韓国映像資料院に提出しなければならない。
- ②外国映画または第29条第①項の各号に該当する映画を輸入または制作した者が当該映画が保存されることを望む場合には、当該映画フィルム等を韓国映像資料院に提出できる。
- ③韓国映像資料院は第①項及び第②項の規定により、映画フィルム等を提出した者に対し、大統領令が定めた通り、正当な報奨をしなければならない。この場合、映画フィルム等に対する報奨に必要な財源は国庫が負担する。

第3章 ビデオ

第2節 等級分類

第50条（等級分類）

- ①ビデオを制作または配給（輸入を含む。以下同様）する者は当該ビデオを供給する前に当該ビデオの内容に関し、映像物等級委員会から等級分類を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するビデオの場合は例外とする。
 1. 対価を受けず、特定の場所で青少年が含まれない特定集団を対象とする視聴に提供するビデオ

2. 対価を受けず、情報通信網を利用し、公衆の視聴に提供されるビデオ
 3. 文化観光部長官または関係中央行政機関の長が推薦する映像物コンテンツ、展示会等で視聴に提供されるビデオ
 4. 等級分類を受けた映画（制限上映可映画を除く）を同一内容として制作するビデオ。
この場合、映画の上映等級をビデオの等級とみなす。
 5. その他ビデオの制作主体、流通形態等に照らし合わせてみた時、等級分類が必要ないビデオと大統領令で定めたもの
- ②第①項の規定によってビデオの等級分類を申請する者は、そのビデオの制作または配給に関する正当な権利を持つ者であることを証明する書類を整え、等級分類を申請しなければならない。
- ③第①項の規定によるビデオの等級は次の各号のように分類する。
1. 全年齢観覧可：全ての年齢の人が視聴できるビデオ
 2. 12歳以上観覧可：12歳以上の人が見ることができるビデオ
 3. 15歳以上観覧可：15歳以上の人が見ることができるビデオ
 4. 青少年観覧不可：青少年は見ることができないビデオ
- ④映像物等級委員会は等級分類を行う際に、ビデオの内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、その内容検討の為に3ヶ月以内の期間を決め、等級分類を保留することができる。この場合、映像物等級委員会は申請人に保留理由及び保留期間を通知しなければならない。
1. 反国家的な行動の描写や歴史的事実の歪曲により、国家の正体性を著しく損傷する恐れがあるもの
 2. 尊・卑属に対する暴行・殺人等、家族倫理の毀損等によって美風良俗を害する恐れがあるもの
 3. 犯罪・暴力・淫乱等を過度に描写し、犯罪心理または模倣心理を煽る等、社会秩序を乱す恐れがあるもの
 4. 客観的な事実に基づかず、友邦国家を意図的に敵対視する等、国際的外交関係及び国益を害する恐れがあるもの
- ⑤映像物等級委員会は等級分類の決定を行った場合には該当等級を記載した等級分類必証を申請人に交付しなければならない。
- ⑥第①項ないし第⑤項の規定による等級分類、等級分類保留の基準及び手続きと等級分類必証の交付手続き等に関する必要事項は映像物等級委員会規定で定める。

第54条（等級の再分類等）

- ①第50条の規定による等級分類または等級分類の保留決定に異議がある者は、その決定通知を受けた日から30日以内に具体的な事由を明示し、映像物等級委員会に異議を申請す

れば、等級分類を再び受けることができる。

- ②映像物等級委員会は第①項の規定による異議申請を受けた時、これを審査し、申請に理由がある場合には申請書の受付日から15日以内に等級分類を再び行ったり、等級分類の保留決定を取り消さなければならず、これを申請人または代理人に通知しなければならない。理由がない場合には理由がないことを通知しなければならない。
- ③第①項及び第②項の規定による申請の手続き・方法及び通知等に関する必要事項は映像物等級委員会規定で定める。

第3節 営業の申告・登録・運営

第57条（ビデオ制作業等の申告）

- ①ビデオ制作業またはビデオ配給業を営為しようとする者は特別市長・広域市長・道知事（以下「市・道知事」とする）に申告しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には申告しなくても構わない。
 1. 国家または地方自治団体が制作する場合
 2. 法令によって設立された教育機関または研修機関が自主教育または研修目的に使用する為に制作する場合
 3. 「放送法」による放送事業者が放送の目的にしようとする為に制作する場合
 4. 「政府投資機関管理基本法」第2条の規定による政府投資機関または政府後援機関がその事業の広報に使用する為に制作する場合
 5. 冠婚葬祭または宗教意識等の行司を記念に残す為に制作する場合。但し、公衆に流通させたり、視聴に提供する場合を除く。
 6. 情報通信網を利用し、視聴に提供する目的で制作・配給する場合
 7. 不特定多数を対象に流通させたり、視聴に提供する目的以外の目的で制作する場合
 8. 第50条第①項各号の規定に該当するビデオを制作する場合
- ②第①項の規定による申告手続き及び方法等に関する必要事項は文化観光部令で定める。

第58条（ビデオ視聴提供業の登録）

- ①ビデオ視聴提供業を営為しようとする者は文化観光部令が定める施設を備え、市長・郡守・区庁長に登録しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には登録しなくても構わない。
 1. 「ゲーム産業振興に関する法律」によるインターネットコンピュータゲーム施設提供業に該当する場合
 2. 情報通信網を利用し、ビデオを視聴に提供する場合
- ②第①項の規定による登録の手続き及び方法等に関する必要事項は文化観光部令で定める。

第59条（営業の制限）

第57条及び第58条の規定によって申告または登録をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する時には、第57条または第58条による申告または登録ができない。

1. 第67条第①項または第②項の規定によって営業の閉鎖命令または取消処分を受けてから1年が経過していないか、営業停止処分を受けてからその期間が終了していない者（法人の場合にはその代表者または役人を含む）が同じ業種を再び営為しようとする時
2. 第67条第①項または第②項の規定によって営業の閉鎖命令または登録の取消処分を受けてから1年が経過していないか、営業停止処分を受けてからその期間が終了していない場合に同じ場所で同じ業種を営為しようとする時（ビデオ制作業を除く）

第6章 罰則

第93条（罰則）

第70条第①項各号の規定による措置を受け、これを違反して営業する者は5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。

第94条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第29条第③項の規定を違反し、上映等級の分類を受けていない映画を上映した者
2. 第29条第⑤項の規定を違反し、制限上映可映画を観覧できない青少年を入場させた者
3. 第43条第①項の規定を違反し、制限上映可映画を制限上映館でない場所または施設で上映した者
4. 第43条第②項の規定を違反し、制限上映可映画を他の映像物として制作したり、その制作された映像物を上映・販売・転送・貸与または視聴に提供した者

第95条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第29条第⑥項の規定を違反し、映画を上映した者
2. 第33条の規定を違反し、制限上映可映画の広告または宣伝物を掲示したり、制限上映館の外から見られるようにした者
3. 第43条第③項の規定を違反し、制限上映可館で第29条第②項第1号ないし第4号の規定による映画を上映した者
4. 第45条の規定による営業停止命令を履行しなかった者

5. ビデオに関する正当な権利を持たない者が嘘やその他不正な方法で第50条第①項の規定による等級分類を受けたか、第51条第①項の規定による複製・配給等の確認を受けた者
6. 第53条第①項の規定を違反し、違法ビデオを制作・流通・視聴に提供したり、その為に陳列・保管した者
7. 第53条第③項の規定を違反し、等級分類必証または確認必証を売買または贈与した者
8. 第58条第①項の規定を違反し、登録をしないでビデオ視聴提供業を営為した者
9. 第62条第2号または第3号の規定を違反し、遵守事項を守らなかった者
10. 第67条第②項の規定による営業の停止命令を違反し、営業を続けた者

映画及びビデオの振興に関する法令と旧法令との相違点

事項別区分	旧法の内容	新法の内容	備考
ビデオの概念	一連続的な映像が有形物に固定され、再生して見ることができるか、視聴ができるように制作されたもの	一連続的な映像がテープまたはディスク等のデジタル媒体や装置にセーブされた著作物であり、機械、電気、電子または通信装置によって再生して見るまたは視聴ができるように制作されたもの ☞映ビ法第2条第12号	一オンライン上の映像物もビデオに含まれるよう明確に規定
映画業者の申告	一文化観光部長官に申告	一映画振興委員会に申告 ☞映ビ法第26条、規則4条	一申告業務の効率性の為、各種映画に関する統計作成機関である映画振興委員会に移管
外国映画の輸入推薦	一外国映画の輸入時、映像物等級委員会の輸入推薦を受けなければならない。	一輸入推薦制度の廃止（新法に関連規定なし）	一外国映画の場合、輸入推薦を通じた1次的規制及び等級分類を通じた2次的規制を全て受けなければならない為、外国映画に対する差別的な制度と誤認される可能性があり、輸入推薦制度を廃止
共同制作映画（韓国映画認定）	一共同制作映画の制作後、文化観光部長官に	一共同制作映画申告制度の廃止。但し、共同制作映画の韓	一韓国映画認定基準（韓国人材、施設の活用度、韓国の技

事項別区分	旧法の内容	新法の内容	備考
定) 関連事項	申告 －申告された共同制作映画を「韓国映画」に認定（映画振興委員会）	国映画認定制度は存置（映画振興委員会） －共同制作映画の制作完了前でも韓国映画認定申請可能 ☞映ビ法第27条、令10条、規則5条	術、芸術的価値表現度等） －韓国映画に認定されれば、スクリーンクォーター制の恩恵（韓国映画上映日に含まれる）が受けられ、韓国映画制作施設の活用、制作費支援等のメリットがある。
輸入映画のフィルム等の納本	－韓国映像資料院への納本を義務化	－輸入映画のフィルムの納本は任意 ☞映ビ法第35条、令12条	－国内映画のみ納本（保存）の義務化
ビデオ産業振興委員会の設置	－文化観光部長官が設置	－映画振興委員会内に設置 ☞映ビ法第49条	－映画産業とビデオ産業が密接に関わっており、ビデオ産業に金庫支援を行う為
行政官庁への提出文書、電子文書を含む	－なし	－映画業及びビデオ営業申告、登録等、行政官庁へ提出する文書に電子文書も含む ☞令10条、規則4条等	－インターネット活用の増加により、国民の便宜を図る為、電子メール送付等を可能にした。

(参考) 映画等級分類及び広告宣伝

② 等級分類案内

① 法的根拠

映画及びビデオの振興に関する法律第29条及び等級分類小委員会審議手続き規定第2条

② 等級分類日：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日（週4回）、必要時は増やすことが可能

③ 等級分類申請時の具備（物）書類及び添付事由

- 映画上映等級分類申請書：当該映画の概括的な内容を確認する為

- 輸入約定書のコピー1部（外国映画に限る）：正確な輸入価格（上映権代金、プリント代金）及び契約関係等に対し、形式的な要件を確認する為（必ず輸入約定書を発行した該当国家の公証及び現地領事館の確認を得てから提出）

- 輸入免状のコピー1部（外国映画に限る）：国内搬入有無及び関税納付を確認する為

- 録音台本（あらすじ、スタッフ含む）12部：映画予審及び等級分類時に映画内容及び台詞の一致を確認（作品のあらすじは結末まで具体的に明記すること）

- 原語台本1部（外国映画に限る）：映画原語台詞と台本の一致を確認

- 修正有無確認書1部：申請者の映画内容修正事項を確認
- 映画プリント1冊：映画等級分類実施資料

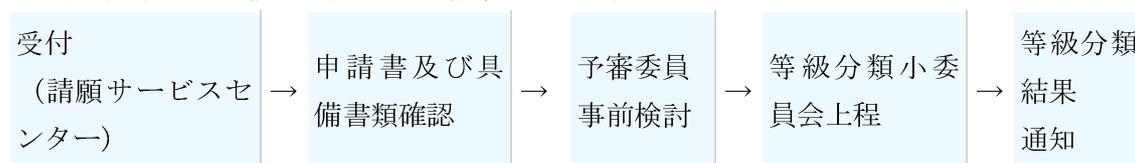
▶ 等級分類手数料

外国映画10分当たり 70,000ウォン

韓国映画10分当たり 5,000ウォン

☞ 詳細事項は審議料早見表を参照 <http://kmrb.or.kr/img/guide/guidess.gif>

▶ 等級分類進行手続き（申請から結果通知まで）



*等級分類結果通知は等級分類当日17:30以降、インターネットを通じて通知書発給及び受領

*等級分類結果に異議がある場合は等級分類小委員会審議手続規定第15条（等級の再分類）により、等級決定日から30日以内に具体的な事由を明示し、再審議を申請できる。

▶ 注意事項

- 申請書作成時、原語（英語）表記原則を遵守すること
- 申請時に記載事項を正確に記載し、特に題名、申請時間、制作局等を必ず確認した後に申請すること
- 提出された等級分類関連諸般書類は一切返却されない（但し、映画プリントを除く）
- 具備書類不足及び等級分類物（映画プリント）不良時には関連書類補完及び等級分類物を提出した日から等級分類を進行
- 等級分類結果通知は受け付けされる量が多い場合、遅延することがあり、受付時または翌日に有線で審議遅延事由及び予定日を知らせる。
- 公開が迫ってきている場合、申請者間の合意による順番交替制度を施行しているのので、参照すること
- 審議物がフィルムでない場合、申請者職印が押された事由書及び上映劇場の職印が押された公演確認書または公演契約書のコピーを提出すること
- 等級分類が終った映画プリントは該当申請者が速いうちに受領すること。

▶ 問合せ：映像物等級委員会（電話：+82-2-2272-8560）

▶ 広告・宣伝物等級分類案内

▶ 法的根拠

映画及びビデオの振興に関する法律第32条、等級分類小委員会審議手続規定第2条及び同手続規定第12条

▶ 映画広告宣伝物等級分類日：週4回：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日

受付日時：午後5時以前受付に限り、次期等級分類に上程

結果通知：等級分類日当日、インターネットを通じて結果通知書出力

▶ 具備書類

▶ 予告編映画

外国映画：申請書、台本（英文1部／韓国語3部）、輸入免状、輸入約定書、予告編プリント1冊

韓国映画：申請書、台本3部、予告編プリント1冊

▶ 広告映画：申請書、原作者承諾書、台本3部、広告映画プリント1冊

▶ 広告宣伝物：申請書、広告宣伝物原本図案及びコピー各1部

* 映画及びビデオの振興に関する法律第32条規定により、情報通信網を利用した映画広告宣伝物が2006年10月29日から本委員会の青少年有害性確認対象となった。

▶ 等級分類手数料

広告宣伝物－3,000ウォン／1本（看板、ポスター、スチール等の印刷物）

予告編映画－5,000ウォン／韓国映画、20,000ウォン／外国映画

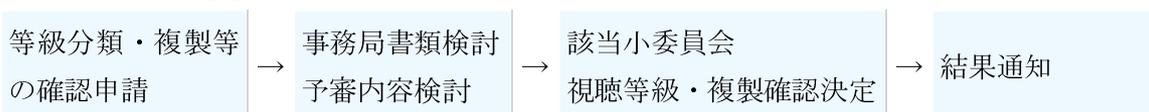
広告映画－10,000ウォン／10分

▶ 広告物等級分類進行手続き（申請から結果通知まで）



▶ ビデオ等級分類及び広告

▶ 等級分類手続き



▶ 申請資格

映画及びビデオの振興に関する法律による『ビデオ制作者または配給会社』等、国内一般人に配布する目的のビデオ制作者

※ビデオ制作者または配給会社の申告業務が2005年6月25日付けで営業上所在地各市（広域市）、道庁文化芸術及び政策と遂行（市道別住所及び連絡先ダウンロード）

▶ 等級分類開催※審議量によって審議回数が増減及び曜日が調整可能

- 国内ビデオ等級分類日：火曜日、木曜日（週2回）
- 海外ビデオ等級分類日：水曜日（週1回）（金曜日：増やす予定）

▶ 等級区分

■	全年齢観覧可：全ての年齢の人が視聴できるビデオ
■	12歳以上観覧可：満12歳以上の人が見聴できるビデオ
■	15歳以上観覧可：満15歳以上の者が視聴できるビデオ
■	青少年観覧不可：青少年（満18歳未満）は見聴できないビデオ

▶ 処理期限

- 等級分類：14日／複製等の確認：10日
- 外国物の場合は受付日からインターネットに掲載する日が7日以上である。
- 広告・宣伝物の青少年有害確認：7日
- 等級分類及び複製等の確認中止：7日

▶ 等級分類申請時の具備書類http://kmr.or.kr/guide/guide_05.asp（関連書類のダウンロード）

■	外国物の等級分類
	<ul style="list-style-type: none"> - 等級分類申請書1部（別添様式） - 該当国の公証人が公証し、該当公館から公証を受けた契約書と原作者証明書 * 正当な権利者であることを証明する書類として、米国関連著作物であるMPAの‘CERTIFICATE’やI.F.T.A（前）AFMAの‘CERTIFICATION’に代え、両機関の書類発行が不可能な場合、米国著作権登録庁から発行された書類と関連公証契約書類を提出する。 * 米国以外の国の場合、在外公館公証法により、当該国家に駐在する大韓民国公館の領事館が確認した書類または正当な権利を持つ者であることを国家の政府、その他権限のある機関が発行する書類と公証を受けた原作者証明書 * 必要時、契約書等の原本提出（受付時コピーと同一性を確認） - 内容説明書2部、覚書1部（別添様式） - 審議物（VHS、DVD、VCD、CD-ROM等）見本1本（枚） - オンライン・モバイル動画像は同内容が収録された見本1本（枚）（方式改善予定） - その他送金領収書及びDHL書類等、配給関係確認の為に委員会が要求する書類

<p>■ 国内物の等級分類</p> <ul style="list-style-type: none"> －等級分類申請書1部（別添様式） －内容説明書2部、覚書1部（別添様式） －映画上映作の場合、契約書1部（正当な権利を証明する書類として、公証人法による公証人が公証した書類等を意味する） －共同制作物の場合は共同制作契約書及び制作企画書等、共同制作を証明できる書類 －ビデオ制作者申告証のコピー1部（申告された場合に限り、映ビ法第57条の場合は除く） －審議物（VHS、DVD、VCD、CD-ROM等）見本1本（枚） *オンライン・モバイル動画は同内容が収録された見本1本（枚）（後日方式改善予定） －その他公演等の制作契約書、原音使用許可書、特定人との関係書類等、制作に対する正当な権利を証明する為に委員会が要求する書類
<p>■ 広告宣伝物の青少年に対する有害性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> －広告宣伝物の青少年に対する有害性の確認申請書1部（別添様式） －広告及び宣伝物の図案原本2部 －映像広告宣伝物の場合、該当内容が収録された媒体見本1本（枚）

■ 複製等の確認申請書類

- －複製等の確認申請書1部（別添様式）
- －複製または配給に関する正当な権利を持つ者であることを証明する書類
- *等級分類申請時、契約書の事項を参照

■ 等級分類・複製等の確認中止または取消要請の書類

- －中止または取消要請書類1部（別添様式）
- －制作または配給において正当な権利者であることを証明する書類
- *等級分類申請時、契約書の事項を参照

ハ. 委員会審議手続規定第6条

- 等級分類または複製等の確認により、正当な権利を侵害される恐れがある場合には、等級分類及び複製等の確認中止を要請
- 等級分類または複製等の確認中止を決定した場合には、申請日から8週間等級分類または複製等の確認中止
- 正当な権利を持つ者であるかが明白でない場合には、等級分類または確認業務を再開。但し、1審の時までは決定を留保

▶ 等級分類及び事前確認手数料（手数料早見表を参照）

区分	等級分類	事前確認	備考
国内ビデオ	10分当たり 5,000ウォン	1枚当たり 10,000ウォン	*ビデオの概念にオンライン・ モバイル動画像が含まれる
海外ビデオ	10分当たり 10,000ウォン	1枚当たり 20,000ウォン	*但し、CD-romは現行のように 国内物1枚当たり10,000ウォン 海外物1枚当たり150,000ウォン

☞ 詳細事項は審議料早見表を参照 <http://kmrb.or.kr/img/guide/guidess.gif>

▶ 審議物の提出事項

画質不良、オーディオ不良、申請された内容と異なる内容が収録された審議物の場合、等級分類が中断される可能性あり
該当ビデオに題名を間違えて記載したり、題名が明示されない場合は等級分類業務に支障をきたす為、等級分離業務に支障を与えかねない為、注意しなければならない。 －題名表示事項の場合外国物はハングル題名表記を原則とする。
▶ 配給権重複時の措置事項
MPA及びIFTA等、映像物関連協会（団体）に事前権利確認を依頼
配給権重複確認時、審議中止及び取消要請 －配給権紛争がある場合には一定期間（8週間）等級分類業務の進行を中止する。但し、法的紛争等が発生した場合は1審判決時まで等級分類進行を中止する。 －正当な権利を侵害される恐れがある者は正当な権利を証明する書類を揃え、等級分類及び複製等の確認中止を要請でき、等級分類及び複製等の確認により、正当な権利を侵害された者は等級分類及び複製等の確認取消を要請できる。 =>正当な権利を持たない者が嘘または虚偽に等級分類または複製確認を受けた場合、その等級分類の決定または複製確認の権利が取り消されるだけでなく、該当者は2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処される。

外国人公演推薦案内

公演法第6条によって国内で公演を行おうとする外国人または外国人を国内に招待して公演を行おうとする場合、次の手続きにしたがって映像物等級委員会の推薦を受けなければならない。推薦を受けた事項を変更しようとする時にも変更推薦を受けなければならない。

- ▶ 処理期限：新規推薦10日／変更推薦5日
- ▶ 舞台公演小委員会の会議開催日：毎週2回（火曜、金曜）
- ▶ 書類受付日時及び結果通知日時
 - －書類受付日時：業務時間内随時
 - －結果通知：審議日の翌日午後から総務部で受領

- ▶ 推薦を受けた後でも公演日時、場所、人員、プログラム等の変更があった場合は変更推薦を受けなければならない。
- ▶ 具備書類を虚偽に記載したり、変更推薦を受けずに公演を行った時には、公演取消等、公演出上の制裁を受けることがある。
- ▶ 一般公演（クラシック音楽会、演劇、舞踊等）と観光業者公演（演奏歌謡、曲芸マジック等）新規申請及び変更推薦時、書類を綿密に検討してから提出すること
- ▶ 観光業者公演歌舞の場合は国際会議産業育成に関する法律第2条第3号の規定による国際会議施設の附帯施設場所の場合のみ推薦される。
- ▶ 観光業者公演に対しては次の各号の場所を除いては推薦されない。
 1. 駐韓米8軍営内クラブ
 2. 観光振興法第4条第②項による観光事業登録を行った3級以上の観光ホテルまたは観光遊覧船、観光振興法第6条の規定による観光便宜施設業の指定を受けた観光劇場食堂または外国人専用遊興飲食店
 3. 国際会議産業育成に関する法律第2条第3号の規定による国際会議施設の附帯施設
- ▶ 新規推薦の具備書類 [関連書類のダウンロード]

具備書類	一般公演	観光業者公演
1. 申請書	○	○
2. 公演プログラム	○	○
3. 公演契約書	○	○
4. 公演団プロフィール	○	○
5. 外国人名簿4部	○	○
6. 公演写真（チラシ）	○	○
7. 旅券のコピー	×	○
8. 業者との契約書及び勤労者派遣事業許可証	×	○
9. 派遣業者の事業者登録証と観光登録証（観光便宜施設証、観光事業登録証等）	×	○
10. 公演場所を確認できる書類（公演場の借用契約書等）	○	-
11. その他	*観光業者公演中、公演団が歌手で構成された場合、ビデオ資料を提出（Xで表記された事項も必要によっては要請される）	

区分	具備書類
人員変更時	ー申請書1部 ー事由書1部 ー出演者名簿4部 ー既存に推薦を受けた推薦書のコピー1部 ー公演契約書のコピー1部（人員が変更された契約書） ー派遣契約書のコピー1部（人員が変更された契約書） ー人員変更事由の証明書類各1部 ＊出入国事実証明（出国時）、雇用研修外国人変動事由発生申告書（離脱時）、結婚証明書（結婚時）、事由書（未入国時） ＊人員追加時の具備書類は新規推薦当時の具備書類と同一
場所変更時	ー申請書1部 ー事由書1部 ー出演者名簿4部 ー既存に推薦を受けた推薦書のコピー1部 ー派遣契約書のコピー1部 ー観光便宜施設指定証のコピー1部 ー事業者登録証のコピー1部（3級以上の観光ホテル附属施設の場合） ー3級以上の観光ホテル附属施設の場合、賃貸関係を確認できる書類
期間延長時	ー申請書1部 ー事由書1部 ー出演者名簿4部 ー既存に推薦を受けた推薦書のコピー1部 ー公演契約書のコピー1部（期間が延長された契約書） ー派遣契約書のコピー1部（期間が延長された契約書）
その他事由	公演音楽部変更担当者との相談（Tel：2272-8560内線602）

※具備書類の作成要領

1. 申請書（申請書様式別添）

①番の公演者は国内招待者（企画社）と事業者登録番号を記載

⑥、⑦番の原作者、原作題名はある場合のみ記載

⑪の公演場所は実際に公演を行う場所（例えば〇〇ホテル内〇〇バー、〇〇国際会議施設内〇〇食堂、芸術の殿堂コンサートホール等と記載）

⑬の外貨使用額は外貨使用額がある場合のみ記載（ない場合は『無』と記載）

⑭～⑯は変更推薦申請時に記載

2. 公演プログラム及び公演写真（ビデオ）

－公演しようとする概要及びプログラム1部（但し、演劇の場合には台本、舞踊・民族公演・パフォーマンス等はあらずじを1部別添）

－観光業者公演の場合には公演時間別に公演内容、音楽（外国音楽の場合、翻訳文も提出）等を詳細に記述し、公演場면을撮った写真またはビデオ資料等を添付（写真の場合A4用紙にできる限り公演団全員を撮ったものに姓名を記載）

－観光業者公演の場合には公演プログラムに一致するそれぞれの公演写真：人物の識別が可能なサイズにし、写真のうち1枚は全体公演団それぞれの顔が名刺用写真サイズの半分（3 x 4cm）以上で正面を向いたもの（人員追加等の変更推薦時も同一）

－観光業者公演中、歌手（資格基準）で構成された公演団の場合、実際の公演確認が必要である為、映像と音響が随伴されるビデオ資料を提出

－観光業者歌公演のビデオ資料提出方法

①提出プログラムに準じて制作

②出演者それぞれの公演及び全体公演の録画

③それぞれの歌手のリップシンクの有無を確認できるよう、歌唱時の口の形が見えるよう上半身をクローズアップした場면을30秒以上撮影

④キーボード・ギター演奏の場合、実際の演奏であることを立証できるように、楽器上の手の動きが見えるようクローズアップ場면을30秒以上撮影

※観光業者歌公演のビデオ審議基準

①公演出演者で最小限の資質と実力を備えていること

②リップシンク不可

③歌手は純粋な音声のみの歌唱力（正確な音程、拍子、音色）を立証し、歌手の口の形が見えるようクローズアップに録画して提出

④演奏者の場合は実際の演奏であることを証明できるように、楽器を扱っている手をクローズアップに録画して提出

3. 公演契約書

－契約書は外国公演団（外国人）との契約書原本（母国語契約書）のコピー及び韓国語翻訳文をそれぞれ1部提出

－観光業者公演は契約当事者（署名は旅券のサインと同一にして提出、契約書のサインは代表者だけでなく公演団員全員がしなければならない）

－観光業者公演契約書には両側全ての割印がなければならない（招待者及び公演団員全員

がしなければならない)

- －支給金額（勤労基準法上の最低賃金以上）
- －公演団に対する支給金額は公演団個々人が実際に支給される金額とし、紹介費用等の付帯費用は別途にすべきである。
- －観光業者公演期間（12ヶ月以内）
- －公演時間（勤労基準法上の法定勤務時間遵守明示）
- －休日及び福祉提供（週1回以上の定期休日）、定期健診費用及び業者負担を明示
- －公演団に無料宿泊提供、往復航空代提供を明示
- －契約書には公演日程、公演場所、出演料等において外貨使用有無に対する内容を記載（契約書がないか、契約書に上記の内容がない場合は申請者名義の別途の確認書1部）
- －観光業者公演の場合にはできる限り契約書の原本を提出すること（コピーの提出時は原本持参）
- －観光業者公演契約書は標準契約書によって作成されるべきである（委員会ホームページからダウンロード可能）

4. 公演団のプロフィール

- －公演団の活動経歴及び履歴事項等を記載

5. 派遣契約書及び派遣業者登録証

- －派遣契約書は公演契約書の条件を公演団との協議なしに下げないようにすべきである。
- －業者に該当する場合、観光便宜施設指定証、観光事業登録証等を提出（3級以上の観光ホテル内付属施設が賃貸である場合賃貸したことを確認できる書類）
- －派遣業者の事業者登録証の提出

6. 旅券のコピー

- －人物の識別ができるように鮮明にコピー（カラーコピーが望ましい）

7. 外国人名簿（国籍、姓名、性別、生年月日、配役、旅券番号等）4部

- －観光業者の出演者の年齢は公演開始日を基準に満19歳以上

ーサンプル

公演名：〇〇〇〇国立バレエ団招待公演（出演者2名）								
国籍	姓名（旅券上の名前）	生年月日	性別	公演の種類(位置)	公演期間	公演企画社	旅券番号	備考
〇〇	Szmenda Natalia	yy. mm. dd	女	音楽会(芸術の殿堂)	yy. mm. dd- yy. mm. dd	(株)〇〇	xxxxxxx	
〇〇	Urya Vega	yy. mm. dd	女	”	”	”	xxxxxxx	
※公演場所：芸術の殿堂コンサートホール								

▶ 推薦書返納時の提出書類

ー事由書（返納する具体的な事由）

ー事由を証明できる書類各1部

☞ 出入国事実証明（出国時）、雇用研修外国人変動事由発生申告書（離脱時）、結婚証明書（結婚時）、未入国事由書（未入国時）

ー推薦書の原本（新規・変更推薦書一式）

▶ 手数料

観光業者公演	2人以内は1件当たり10,000ウォン、追加1人当たり5,000ウォン（例：1人ー10,000ウォン、5人ー25,000ウォン）
一般公演	1件当たり5,000ウォン

▶ 外国人公演推薦に関する『公演法』及び『外国人国内推薦及び年少者有害公演の確認基準』は委員会のホームページに公開されている。

▶ その他公演推薦関連事項は公演音楽部（電話：+82-2-2272-8560内線602、新規内線605）までに問い合わせ

6. 青少年保護法

第1章 総則

<一部改正2004. 3. 11法律第07187号>

第1条 (目的)

この法は青少年に有害な媒体物や薬物等が青少年に流通されることや青少年が有害な店舗に出入りすること等を規制し、青少年を青少年暴力・虐待等、青少年有害行為を含む各種有害な環境から保護・救済することで、青少年が健全な人格を持った大人に成長できるようにすることを目的とする。<改正1999. 2. 5>

第2条 (定義)

この法で使用する用語の定義は次の通りである。

<改正1999. 2. 5、1999. 3. 31、2001. 4. 7、2001. 5. 24、2004. 1.29>

1. 『青少年』とは満19歳未満の者を指す。但し、満19歳に到達する年の1月1日を迎えた者は除く。
2. 『媒体物』とは第7条各号に該当するものを意味する。
3. 『青少年有害媒体物』とは次の各号に該当するものを指す。
 - イ. 第8条及び第12条の規定により、青少年保護委員会が青少年に有害なものと決定したり、確認して公示した媒体物
 - ロ. 第8条第①項の規定による各審議機関が青少年に有害なものと議決または決定（以下『決定』とする）し、青少年保護委員会が公示したり、第12条の規定により、青少年に有害なものと確認し、青少年保護委員会が公示した媒体物
4. 『青少年有害薬物等』とは青少年に有害なものと認められる次の（1）ないし（7）に該当する薬物（以下「青少年有害薬物」とする）と青少年に有害なものと認められる次の（1）または（2）に該当するもの（以下「青少年有害物」とする）を指す。
 - イ. 青少年有害薬物
 - (1) 酒税法の規定による種類
 - (2) タバコ事業法の規定によるタバコ
 - (3) 麻薬管理に関する法律の規定による麻薬類
 - (4) 削除<2000. 1. 12>
 - (5) 削除<2000. 1. 12>
 - (6) 有害化学物質管理法の規定による幻覚物質
 - (7) その他中枢神経に作用し、習慣性、中毒性、耐性等を誘発し、人体に有害作用を及ぼす可能性のある薬物等、青少年の使用を制限しなければ青少年の心身を深刻な状態

に損傷させる恐れがある薬物として、大統領令が定める基準にしたがい、関係機関の意見を参考に青少年保護委員会が決定し、公示したもの

ロ．青少年有害物

- (1) 青少年に淫乱な行為を助長する性器具等、青少年の使用を制限しなければ青少年の心身を深刻な状態に損傷させる恐れがある性関連物として、大統領令が定める基準にしたがい、青少年保護委員会が決定し、公示したもの
 - (2) 青少年に淫乱性・暴悪性・残忍性・射幸性等を助長する玩具類等、青少年の使用を制限しなければ青少年の心身を深刻な状態に損傷させる恐れがある物として、大統領令が定める基準にしたがい、青少年保護委員会が決定し、公示したもの
5. 『青少年有害店舗』とは青少年の出入りと雇用が青少年に有害であると認められる次のイの各号に該当する店舗（以下「青少年出入り・雇用禁止店舗」とする）と青少年の出入りは可能であるが、雇用は有害であると認められる次のロの各号に該当する店舗（以下「青少年雇用禁止店舗」とする）を指す。この場合、店舗の区分はその店舗が営業を行うに当たって他の法令によって要求される許可・認可・登録・申告等の有無にかかわらず、実際に行われている営業行為を基準とする。

イ．青少年出入り・雇用禁止店舗

- (1) 食品衛生法による食品接客業のうち、大統領令で定めるもの
- (2) 音楽レコード、ビデオ及びゲームに関する法律によるビデオ鑑賞室業及び同法によるカラオケ業のうち、大統領令が定めるもの
- (3) 体育施設の設置・利用に関する法律による武道場業
- (4) 射幸行為規制及び処罰特例法による社交行為営業
- (5) 電気通信設備を揃え、不特定の人同士の音声チャットまたは画像チャットを媒介することを主な目的とする営業。但し、電気通信事業法等、他の法律の規定によって通信を媒介する営業は除く。
- (6) 青少年有害媒体物、青少年有害薬物及び青少年有害物を製作、生産、流通する営業等、青少年の出入りと雇用が青少年に有害であると認められる営業として、大統領令が定める基準にしたがい、青少年保護委員会が決定し、公示したもの

ロ．青少年雇用禁止店舗

- (1) 食品衛生法による食品接客業のうち、大統領令で定めるもの
- (2) 公衆衛生管理法による宿泊業、理容業、沐浴場業のうち、大統領令で定めるもの
- (3) 音楽レコード、ビデオ及びゲームに関する法律によるビデオ貸出業と同法によるビデオ小劇場業、ゲーム提供業または複合流通・提供業のうち、大統領令で定める営業
- (4) 削除<2004. 1. 29>
- (5) 有害化学物質管理法による有毒物製造業・販売業及び取扱業

- (6) 会費等を受領したり、有料にて漫画を貸し出す漫画貸出業
- (7) 青少年有害媒体物、青少年有害薬物及び青少年有害物を 製作、生産、流通する 営業等、青少年の雇用が青少年に有害であると認められる営業として、大統領令が定める基準にしたがい、青少年保護委員会が決定し、公示したもの
- 6. 『流通』とは媒体物または薬物等を販売（街頭販売、自動販売機、通信販売等を含む。以下同様）、貸出、配布、放送（総合有線放送を含む。以下同様）、公演、上映、展示、陳列、広告したり、視聴また利用に提供する行為とこのような目的で媒体物または薬物等を印刷・複製または輸入する行為を指す。
- 7. 『青少年暴力』とは暴力を通じて青少年に身体的・精神的被害を発生させる行為を指す。

第2章 青少年有害媒体物の青少年対象流通規制

第7条（媒体物の範囲）

この法でいう媒体物とは次の各号に該当するものを指す。

<改正1999. 2. 5、2001. 5. 24、2004. 1. 29>

- 1. 音楽レコード、ビデオ及びゲームに関する法律の規定による音楽レコード、ビデオ及びゲーム
- 2. 削除<2001. 5. 24>
- 3. 公演法及び映画振興法の規定による映画・演劇・音楽・舞踊及びその他娯楽的観覧物
- 4. 電気通信事業法及び電気通信基本法の規定による電気通信を通じた符合・文言・音響または映像情報
- 5. 放送法の規定による放送プログラム。但し、報道放送プログラムを除く。
- 6. 定期刊行物の登録等に関する法律の規定による一般日刊新聞（主に政治・経済・社会に関する報道・論評及び世論を伝播する新聞を除く）、特殊日刊新聞（経済・産業・科学・宗教分野を除く）、特殊週間新聞（経済・産業・科学・時事・宗教分野を除く）、雑誌（政治・経済・産業・科学・時事・宗教分野を除く）及び大統領令で定めるその他刊行物（以下「定期刊行物等」とする）と同法の規定による定期刊行物以外の刊行物のうち、漫画・写真集・画集・小説等の図書館、電子出版物、その大統領令で定めるもの
- 7. 屋外広告物等の管理法の規定による看板・立て看板・壁紙・チラシ及びその他これらと類似した商業的広告宣伝物と第1号ないし第6号の規定による各種媒体物に収録・掲載・展示及びその他の方法で含まれる商業的広告宣伝物
- 8. その他青少年の精神的・身体的健康を害する恐れがあると認められるものとして、大統領令が定める媒体物

第10条（青少年有害媒体物の審議基準）

- ①青少年保護委員会と各審議機関は第8条の規定による審議を行うに当たって、当該媒体物が次の各号に該当する場合には青少年有害媒体物として決定すべきである。
1. 青少年に性的な欲求を刺激させる扇情的なものや淫乱なもの
 2. 青少年に暴悪性や犯罪の衝動を煽る恐れのあるもの
 3. 性暴力を含む各種形態の暴力行使と薬物の乱用を刺激したり、美化するもの
 4. 青少年の健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的・非倫理的なもの
 5. その他青少年の精神的・身体的健康を明白に害する恐れがあるもの
- ②第①項の規定による基準を具体的に適用するに当たって、現在国内社会における一般通念にしたがい、その媒体物が持っている文化的・芸術的・教育的・医学的・科学的側面とその媒体物の特性を同時に考慮しなければならない。
- ③青少年有害性の有無に関する具体的な審議基準とその適用に関する必要事項は大統領令で定める。

第12条（有害媒体物の自律規制）

- ①媒体物の制作・発行者、流通行為者または媒体物と関連のある団体は自律的に青少年に対する有害の有無を決定し、青少年保護委員会または各審議機関にその決定内容の確認を要請できる。
- ②第①項の規定による確認要請を受けた青少年保護委員会または各審議機関は、審議結果その決定内容が適合している場合にはこれを確認しなければならず、青少年保護委員会が必要な場合これらの審議機関に委託処理できる。
- ③第②項の規定によって青少年保護委員会または各審議機関が確認を行う場合、当該媒体物の確認を済ませた表示を貼付できる。
- ④媒体物の製作・発行者、流通行為者または媒体物と関連のある団体は青少年に有害と判断される媒体物に対し、青少年保護法または各審議機関決定なしに、第14条及び第15条の規定に準ずる青少年有害表示または包装ができる。
- ⑤青少年保護委員会または各審議機関は第④項の規定によって自律的に青少年有害表示及び包装を行った媒体物を発見した時には青少年有害有無を決定しなければならない。
- ⑥媒体物の製作・発行者、流通行為者または媒体物と関連のある団体が第④項規定によって青少年有害表示または包装を行った媒体物は青少年保護委員会または各審議機関の最終決定があるまではこの法の規定による青少年有害媒体物とみなす。
- ⑦第①項ないし第⑥項の規定による青少年有害性有無の決定と確認の手続き及び方法等に関する必要事項は大統領令で定める。

[全文改正1999. 2. 5]

第14条（表示義務）

- ①青少年有害媒体物に対しては青少年に有害な媒体物であることを表す表示（以下「青少年有害表示」とする）をしなければならない。
- ②第①項の規定による青少年有害表示をしなければならない義務者、青少年有害表示の種類、時期、方法及びその他必要事項は大統領令で定める。

第15条（包装義務）

- ①青少年有害媒体物は包装しなければならない。但し、媒体物の特性上包装できないものは例外とする。
- ②第①項の規定による包装をしなければならない媒体物の種類、包装義務者、包装方法及びその他包装に関する必要事項は大統領令で定める。

第16条（表示・包装の破損禁止）

誰であっても第14条の規定による青少年有害表示及び第15条の規定による包装を破損してはならない。

第17条（販売禁止等）

- ①青少年有害媒体物を販売・貸出・配布・視聴・観覧・利用に提供しようとする者はその相手の年齢を確認しなければならず、青少年にこれを販売・貸出・配布したり、視聴・観覧・利用に提供してはならない。〈改正2001. 5. 24〉
- ②第14条の規定によって青少年有害表示をしなければならない媒体物は青少年有害表示がされていない状態では当該媒体物の販売または貸出の為に展示または陳列をしてはならない。
- ③第15条の規定によって包装をしなければならない媒体物は、包装がされていない状態では当該媒体物の販売または貸出の為に展示または陳列してはならない。
- ④青少年有害媒体物の販売禁止等に関するその他必要事項は大統領令で定める。

第23条（青少年有害媒体物の決定取消等）

- ①青少年保護委員会は青少年有害媒体物が青少年に有害でないと認められる場合には第8条第①項及び第③項の規定による青少年有害媒体物の決定を取り消し、当該媒体物を青少年有害媒体物目録表から削除しなければならず、その事実を関係機関等に通知しなければならない。

- ②各審議機関は青少年有害媒体物決定を取り消した場合には青少年保護委員会にその事実を通知しなければならない。この場合、青少年保護委員会は当該媒体物を青少年有害媒体物目録表から削除しなければならない、その事実を関係機関等に通知しなければならない。
- ③青少年保護委員会は第①項及び第②項の規定による青少年有害媒体物の取消決定がある場合には、決定が取り消されたという事実とその事由を明示し、公示しなければならない。〈改正1999. 2. 5〉
- ④第①項ないし第③項の規定による決定取消に関する必要事項は総理令で定める。〈改正1998. 2. 28〉

第23条の2（外国媒体物に対する特例）

誰であっても営利を目的として外国で制作・発行された媒体物のうち、第10条の審議基準に該当する媒体物を青少年に流通（翻訳、翻案、編集、字幕挿入等の方法で流通させる場合を含む）したり、同様な目的で所持してはならない。

〈改正2001. 5. 24〉 [本条新設1999. 2. 5]

第6章 罰則

第49条の2（罰則）

第26条の2第1号の規定を違反した者は1年以上10年以下の懲役に処する。 [本条新設1999. 2. 5]

第49条の3（罰則）

第26条の2第2号または第3号の規定を違反した者は10年以下の懲役に処する。 [本条新設1999. 2. 5]

第49条の4（罰則）

第26条の2第4号ないし第6号の規定を違反した者は懲役5年以下の懲役に処する。 [本条新設1999. 2. 5]

第50条（罰則）

次の各号に該当する者は3年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正1999. 2. 5、2000. 2. 3、2001. 5. 24、2004. 1. 29〉

1. 営利を目的に第17条第①項の規定に違反し、青少年に青少年有害媒体物を販売・貸出・配布したり、視聴・観覧・利用に提供した者

- 1の2. 営利を目的に第23条2の規定に違反し、青少年に犯罪の衝動を煽るような媒体物等を流通した者
2. 第24条第①項の規定に違反し、青少年を有害店舗で雇用した者
3. 第26条第①項の規定に違反し、青少年に第2条第4号イの（6）または（7）の薬物または口の物を販売・貸出・配布した者
4. 第26条2の第7号ないし第9号の規定に違反した者
5. 第36条第①項の規定に違反し、青少年有害媒体物または青少年有害薬物等を回収しなかった者

第51条（罰則）

次の各号に該当する者は2年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正1999. 2. 5、2001. 5. 24、2004. 1. 29〉

1. 第14条、第24条第⑤項、第26条第④項の規定に違反し、青少年有害媒体物、青少年有害店舗、青少年有害薬物等の青少年有害表示を行わなかった者
2. 第15条の規定に違反し、青少年有害媒体物の包装をしなかった者
3. 削除〈2004. 1. 29〉
4. 削除〈2004. 1. 29〉
5. 第19条の規定に違反し、青少年有害媒体物を放送した者
6. 第20条第①項の規定に違反し、広告宣伝物を設置・貼付または配布した者
7. 第24条第②項の規定に違反し、青少年を青少年有害店舗に出入りさせた者
8. 第26条第①項の規定に違反し、青少年に酒類法の規定による酒類またはタバコ事業法の規定によるタバコを販売した者

第52条（罰則）

第16条の規定に違反し、青少年有害媒体物の青少年有害表示または包装を損傷した者は50万ウォン以下の罰金に処する。

第53条（罰則）

第35条の規定に違反し、関係公務員の検査及び調査を拒否・妨害または忌避した者は30万ウォン以下の罰金に処する。

第54条（両罰規定）

法人・団体の代表者、法人・団体または個人の代理人、使用人及びその他従業員がその法人・団体または個人の業務に関し、第49条の2ないし第49条の4及び第50条の罪を犯した場

合には、行為者を罰する他にその法人・団体または個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。〈改正2004. 1. 29〉

第55条（刑の軽減）

第50条ないし第52条の罪を犯した者が第37条の規定による是正命令を受け、これを履行した場合にはその刑を軽減できる。

第56条（過料）

- ①第37条第①項第1号・第2号または第7号の規定による是正命令を履行しない者は500万ウォン以下の過料を科する。
- ②次の各号に該当する者は100万ウォン以下の過料を科する。
 1. 第34条の規定による報告と資料提出の要求を受けたにもかかわらず、これに応じなかった者または虚偽の報告または資料を提出した者
 2. 第37条第①項第3号ないし第6号の規定による是正命令を履行しなかった者
- ③第①項及び第②項の規定による過料は大統領で定めることにより、市長・郡守または区庁長（以下「賦課権者」とする）が賦課・徴収する。
- ④第③項の規定による過料処分に不服する者はその処分の告知を受けてから30日以内に賦課権者に異議を提起できる。
- ⑤第③項の規定による過料処分を受けた者が第④項の規定によって異議を提起した場合には、賦課権者は直ちに管轄法廷にその事実を通知しなければならない、その通知を受けた管轄法廷は非訟事件手続法による過料の裁判を行う。
- ⑥第④項の規定による期間以内に異議を提起せず、過料を納付しなかった場合には地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。

[全文改正2004. 1. 29]

7. 出版及び印刷振興法

出典 ローエヌビー

http://www.lawnb.com/lawinfo/law/info_law_searchview.asp?ljo=1&lawid=00288710

第6条（国際交流の支援等）

- ①文化観光部長官は出版・印刷文化産業の振興の為に、国際交流が活性化できるように支援しなければならない。
- ②第①項の規定による国際交流活性化の支援対象・方法及び手続き等に関する必要事項は大統領令で定める。

第4章 外国刊行物の輸入推薦等

第12条（外国刊行物の輸入推薦等）

- ①国内に配布する目的で次の各号に該当する外国刊行物を輸入しようとする者は文化観光部長官の輸入推薦を受けなければならないが、第14条第①項の規定による文化観光部長官の命令に従うことを条件に輸入推薦を受けられる。
 1. 北朝鮮または反国家団体が出版した刊行物。但し、南北交流協力に関する法律第13条の規定により、北朝鮮から搬入する刊行物は除く。
 2. 小説・漫画・写真集・画集及び雑誌
- ②第①項の各号に該当しない外国刊行物を輸入しようとする者は当該外国刊行物が有害刊行物に該当するか否か解らない場合も文化観光部長官に輸入推薦を申請できる。
- ③文化観光部長官は第①項及び第②項の規定によって輸入推薦申請を受けた外国刊行物が次の各号に該当する場合には直ちに韓国刊行物倫理委員会に外国刊行物の有害性審議依頼を決定しなければならないが、当該輸入推薦を申請した者には直ちにその決定事実を通知しなければならない。
 1. 青少年保護法による青少年有害刊行物に該当する恐れがある刊行物
 2. 有害刊行物に該当する恐れがある刊行物
- ④第①項の規定による条件付輸入推薦の要件・基準及び手続き等に関する必要事項は大統領令で定める。

第13条（外国刊行物の提出）

- ①文化観光部長官は第12条第③項の規定により、韓国刊行物倫理委員会に外国刊行物の有害性審議を依頼することが決定した時には、輸入推薦を申請した者に当該外国刊行物の見本を提出させることができる。但し、電子出版物の場合にはその電子出版物のファイル1部を転送するか、有形物に固定させて提出するか、その他大統領令が定める方法によって提出しなければならない。

- ②文化観光部長官は第①項の規定によって提出された外国刊行物を審議した後、正当な事由がない限り、提出者に返却しなければならない、提出された外国刊行物を正当な事由なく、返却できない場合には正当な報償を行わなければならない。

第14条（外国刊行物の配布中止等）

- ①文化観光部長官は輸入外国刊行物に対し、韓国刊行物倫理委員会の審議結果にしたがい、輸入推薦をしないか、配布の中止・制限または内容の削除を命じられる。
- ②第①項の規定による配布の中止・制限または内容の削除に関する方法及び基準等に関する必要事項は大統領令で定める。

第15条（実需要者に対する特例）

- ①自己需要を目的に外国刊行物を輸入しようとする者に対しては第12条第①項の規定を適用しない。
- ②第①項の規定により、自己需要を目的に輸入する外国刊行物に対し、税関及びその他関係機関の長は通関の前に当該外国刊行物が有害刊行物に該当しないかについての疑問がある場合には文化観光部長官に問い合わせなければならない。
- ③第②項の規定による問い合わせがある場合、文化観光部長官は直ちにその問い合わせ事項に関する意見を通知しなければならない。

第4章 韓国刊行物倫理委員会の設置・運営

第16条（韓国刊行物倫理委員会の設置）

刊行物の倫理的・社会的責任を実現し、有害性の有無を審議する為に韓国刊行物倫理委員会（以下本章では「委員会」とする）を設ける。

第17条（委員会の構成等）

- ①委員会は委員長・副委員長1人ずつを含む計10人以上20人以下の委員で構成される。
- ②委員会の委員長及び副委員長は委員の中から選抜する。
- ③委員会の委員は芸術・言論・教育・文化・法律・青少年・出版及び印刷等に関して博識で経験が豊富な者から、文化観光部長官が大統領令に定めることにより、関連法人または団体の推薦を受けて委嘱する。
- ④委員会委員の任期は3年であり、再任が可能である。

第18条（委員会の機能）

委員会は次の各号の機能を遂行する。

1. 小説・漫画・写真集・画集及びその他大統領令で定める刊行物の有害性の審議
2. 輸入推薦を申請した外国刊行物のうち、第13条第①項の規定によって依頼された外国刊行物の有害性審議

3. 青少年保護法第7条第6号の規定による定期刊行物の有害性審議
4. 出版文化発展の為の良書勸奨・振興事業及び調査・研究事業
5. 他法令で規定した事項

第19条（刊行物の有害性審議）

- ①委員会は有害性審議結果、次の各号に該当する刊行物に対しては有害刊行物と決定しなければならない。
 1. 自由民主主義体制を前面否定するか、体制転覆活動を鼓舞または扇動し、国家の安全や公共秩序を明らかに害するもの
 2. 淫乱な内容を露骨に描写し、社会の健全な性道徳を明らかに害するもの
 3. 殺人・暴力・戦争・麻薬等、反社会的または反人類的行為を過度に描写したり、助長して人間の尊厳性と健全な社会秩序を明らかに害するもの
- ②委員会は第①項の規定による審議結果青少年保護法第10条第①項の各号に該当する刊行物に対しては青少年有害刊行物と決定し、その事実を直ちに国家青少年委員会に通知しなければならない。〔改正2005. 3. 24、2005. 12. 29第7799号（青少年基本法）〕
〔施行日2006. 3. 30〕
- ③委員会の委員長は委員会の審議結果、有害刊行物の決定が出た場合には直ちにその決定事実を当該刊行物の発行人または輸入した者に通知し、これを文化観光部長官に報告しなければならない。
- ④第①項の有害性審議基準により、細部審議基準に関する必要事項は大統領令が定める。

第19条の2（通知等）

- ①文化観光部長官は第19条第③項の規定により、委員会の委員長が報告した決定事実にしたがい、直ちに該当刊行物を有害刊行物として公示しなければならない。
- ②文化観光部長官が第①項の規定にしたがって有害刊行物を公示する時には、その事由と効力発生時期を明示しなければならない。
- ③文化観光部長官は第①項の規定にしたがって有害刊行物を公示する時には、公示した事項を道知事及び市長・郡守・区庁長に通知しなければならない。但し、第19条第②項の規定により、青少年保護委員会に通知しなければならない事項は例外とする。
- ④文化観光部長官は必要な場合、刊行物の流通を生業とする個人・法人・団体に第①項の公示事項を通知できる。
- ⑤第①項の規定による公示に関する必要事項は文化観光部令で定める。
〔本条新設2005. 1. 27〕 〔施行日2005. 7. 28〕

第6章 刊行物の流通等

第23条（刊行物の流通秩序）

- ①出版社やその他で出版された刊行物の流通に関わっている事業者は刊行物等の流通秩序を維持する為に次の各号の行為を行ってはならない。
1. 該当出版社で発行された刊行物の販売量を上げる目的で該当出版社またはその刊行物の著者が該当刊行物を不当に購入したり、該当出版社またはその刊行物の著者と関わりのある者に該当刊行物を不当に購入させる行為
 2. 書店等、小売店が出版社または著者が第1号の行為を行っていることを知っていながら当該刊行物の販売量を公表する行為
 3. その他刊行物の流通秩序を維持する為に文化観光部令が定める事項を違反する行為
- ②文化観光部長官または道知事は出版された刊行物の健全な流通秩序を確立する為に必要と認める場合には出版社・印刷社及びその他出版された刊行物の流通に関連のある事業者に対し、必要な命令を下せる。

第24条（出版流通審議委員会）

- ①刊行物の流通秩序維持に関する事項を審議する為に、文化観光部長官所の属下に出版流通審議委員会を設ける。

第25条（違法複製刊行物等の回収・廃棄等）

- ①文化観光部長官、道知事及び市長・郡守・区庁長は所属関係公務員（以下「関係公務員」とする）に次の各号に該当する刊行物（以下「違法複製刊行物等」とする）を発見した時には、当該違法複製刊行物等の配布を行っている者に対し、当該刊行物を直ちに回収または廃止するように命じることができる。この場合、回収または廃棄命令を受けた者が、それを直ちに履行しない場合には関係公務員が直接回収または廃棄できる。

第6章 罰則

第28条（過料）

- ①次の各号に該当する者は300万ウォン以下の過料を科する。
1. 第9条第①項の規定に違反し、申告しないで出版社または印刷社の営業行為を行った者
 2. 第12条第①項の規定に違反し、輸入推薦を受けず、外国刊行物を輸入した者
 3. 第13条第①項の規定に違反し、外国刊行物の見本を提出しなかったもの
 4. 第14条第①項の規定に違反し、外国刊行物の配布中止・制限または内容の削除命令を履行しなかったもの
 5. 第22条第①項の規定に違反し、定価を表示しなかった者または同条第②項の規定に違反し、定価または定価の1割を超過し、割引販売をした者
 6. 第23条第①項の規定に違反し、禁止行為を行った者または同条第②項の規定に違反し、流通に関する命令を履行しなかった者

7. 第25条第①項のチラシの規定に違反し、有害刊行物の回収または廃棄命令を履行しなかった者
- ②第10条第①項の規定に違反し、刊行物を提出しなかった者は20万ウォン以下の過料を科する。
- ③第①項及び第②項の規定による過料は大統領令が定めることによって文化観光部長官が賦課・徴収する。但し、第①項第1号の規定に該当する者に対しては管轄市長・郡守・区庁長が、第①項第7号の規定に該当する者に対しては文化観光部長官、道知事または市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。
- ④第③項の規定による過料処分に不服がある者はその処分の告知を受けてから30日以内に賦課権者に異議を提起できる。
- ⑤第③項の規定によって過料処分を受けた者が第④項の規定によって異議を提起した場合には、文化観光部長官または管轄地方自治団体の長は直ちに管轄法廷にその事実を通知しなければならない、その通知を受けた管轄法廷は非訟事件手続法による過料の裁判を行う。
- ⑥第④項の期間以内に異議を提起せず、過料を納付しなかった場合には、文化観光部長官または管轄地方自治団体の長は国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。

副則

第1条（施行日）

この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行される。

第2条（適用時限）

第22条第②項及び第③項の規定はこの法の施行日から5年間適用される。

第3条（その他法律の廃止等）

- ①出版社及び印刷社の登録に関する法律はこれを廃止する。
- ②外国刊行物の輸入配布に関する法律はこれを廃止する。
- ③青少年保護法を次のように改正する。
第45条を削除する。

第4条（出版社及び印刷社の申告に関する経過措置）

この法の施行当時、従来の規定によって登録した出版社または印刷社はこの法による出版社または印刷社として申告したとみなす。

第5条（刊行物の輸入推薦行為等に関する経過措置）

- ①この法の施行当時、従来の規定による文化観光部長官の輸入推薦行為または文化観光部

長官に対する輸入推薦申請等の行為はこの法による文化観光部長官の行為または文化観光部長官に対する行為とみなす。

- ②この法の施行当時、従来の規定により、文化観光部長官に外国刊行物の輸入推薦申請をした場合には従来の規定によって処理する。

第8条（他法律との関係）

この法の施行当時、他法律で従来の出版社及び印刷社の登録に関する法律または外国刊行物輸入配布に関する法律やその規定を引用している場合、この法またはこの法のうち、それに該当する規定がある場合にはその規定を適用し、この法またはこの法中の該当規定を引用したとみなす。

電子出版物に対する付加価値税免除対象基準の公示

◎文化観光部公示第2004-5号

付加価値税法施行令第32条及び同法施行規則第11条の規定によって付加価値税が免除される電子出版物の範囲を規定する為に、文化観光部長官が定める電子出版物の基準を次のように公示する。

2004年 7月 1日

文化観光部長官

1. 国内電子出版物

区分	内容
形態	『出版及び印刷振興法』第2条第6号の規定による電子出版物で全体ページ数のうち7割以上のページが文字や絵で構成されたもの（但し、音楽レコード、ビデオ及びゲームに関する法律の適用を受けるものは除く）
内容	図書または定期刊行物の内容を構成できる文字、音響、映像等の情報を集録した電子出版物
記録事項	『出版及び印刷振興法』第2条第5号の記録事項表示 (著者、発行人、発行処、定価、発行日、出版申告事項)
出版社	『出版及び印刷振興法』第9条の規定によって申告した出版社で発行した電子出版物
提出（納本）	『出版及び印刷振興法』第10条の規定によって提出した刊行物で、提出必証を受けた電子出版物または「図書館及び読書振興法」17条によって提出された図書（電子出版物）

資料番号	『図書館及び読書振興法』第18条の『国際標準資料番号』。但し、電子出版物の場合『文化産業振興基本法』第13条の規定によるデジタル識別子に替えられる。
------	--

2. 外国の電子出版物

『出版及び印刷振興法』第12条の規定により、文化観光部長官の輸入推薦を受けた電子出版物または第①項のイ、ロ項目の基準を充足する電子出版物

8. 著作権法

出典 ローエヌビー

http://www.lawnb.com/lawinfo/law/info_law_dept.asp?gid=10000001&c_id=10000007&cd=29&strcd=29&dibid=v16&a_search=제17편%20문화공보&act=제4장%20연론출판저작권&ant=제2절%20저작권&kwn=

第3条（外国人の著作物）

- ①外国人の著作物は大韓民国が加入または締結した条約によって保護される。〈改正1995. 12. 6〉
- ②大韓民国内に常時居住する外国人（大韓民国内に主な事務所がある外国法人を含む。以下同様）の著作物と大韓民国内で最初に公表された外国人の著作物（外国で公表された日から30日以内に大韓民国内で公表された著作物を含む）は第①項の規定にかかわらずこの法によって保護される。〈改正1995. 12. 6〉
- ③第①項及び第②項の規定によって保護される外国人の著作物であっても、その外国で大韓民国の著作物を保護しない場合にはそれに相応するように、条約及びこの法による保護を制限できる。

第51条（著作権の登録〈改正2000. 1. 12〉）

- ①著作者または著作財産権者は次の各号の事項を登録できる。〈改正2000. 1. 12〉
 1. 著作者または著作財産権者の姓名・異名（公表当時に異名を使用した場合に限り）・国籍・住所または居所
 2. 著作物の題号・種類・創作年月日
 3. 公表の有無及び最初に公表された国・公表年月日
 4. その他大統領令で定める事項

第2章 出版権

第54条（出版権の設定）

- ①著作物を複製・配布する権利を持つ者（以下「複製権者」とする）はその著作物を印刷及びその他それと類似した方法で文書または図画として発行しようとする者に対し、これを出版する権利（以下「出版権」とする）を設定できる。
- ②第①項の規定によって出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」とする）はその設定行為で定めることにより、その出版権の目的である著作物を原作のまま出版する権利を持つ。

第3章 著作隣接権

第1節 通則

第61条（著作隣接権）

次の各号各目に該当する実演・音楽レコード及び放送は著作隣接権としてこの法による保護を受ける。〈改正1995. 12. 6〉

1. 実演

- イ. 大韓民国国民（大韓民国の法律によって設立された法人及び大韓国内に主な事務所がある外国法人を含む。以下同様）が行う実演
- ロ. 大韓民国が加入または締結した条約によって保護される実演
- ハ. 第2号の各目に固定された実演
- ニ. 第3号の各目の放送によって送信される実演（送信前に録音または録画されている実演を除く）

2. 音楽レコード

- イ. 大韓民国国民を音楽レコードの制作者とする音楽レコード
- ロ. 音が最初に大韓国内で固定された音楽レコード
- ハ. 大韓民国が加入または締結した条約によって保護される音楽レコードであり、締結国内で最初に固定された音楽レコード

第4章 データベース制作者の保護〈新設2003. 5. 27〉

第73条の2（保護を受けるデータベース）

①次の各号に該当する者のデータベースはこの法による保護を受ける。

- 1. 大韓国民国民
 - 2. データベースの保護に関し、大韓民国が加入または締結した条約によって保護される外国人
- ②第①項の規定によって保護される外国人のデータベースでも、その外国で大韓民国国民のデータベースを保護しない場合には、それに相応するよう、条約及びこの法による保護を制限できる。

第8章 権利の侵害に対する救済

第91条（侵害の停止等の請求）

- ①著作権及びその他この法によって保護される権利（第65条及び第68条の規定による報償を受ける権利を除く。以下同様）を持つ者はその権利を侵害する者に対し、侵害の停止を請求でき、その権利を侵害する恐れがある者に対し、侵害の予防または損害賠償の担保を請求できる。
- ②著作権及びその他この法によって保護される権利を持つ者は第①項の規定による請求を

する場合、侵害行為によって作られた物の廃棄やその他必要な措置を請求できる。

- ③第①項及び第②項の場合またはこの法による刑事起訴がある場合には、法廷は原告または告訴人の申請によって保証を立てるか立てないか決定し、臨時に侵害行為の停止または侵害行為によって作られた物の押収及びその他必要な措置を命じられる。
- ④第③項の場合、著作権及びその他この法によって保護される権利の侵害がないという旨の判決が確定した時には申請者はその申請によって発生された損害を賠償しなければならない。

第92条（侵害とみなす行為）

- ①次の各号に該当する行為は著作権及びその他がこの法によって保護される権利の侵害とみなす。〈改正1994. 1. 7、2000. 1. 12、2003. 5. 27〉
 1. 輸入時に大韓国内で作られていれば著作権及びその他がこの法によって保護されるべき権利が侵害される物を大韓国内で配布する目的で輸入する行為
 2. 著作権及びその他この法によって保護される権利を侵害する行為によって作られた物（第1号の輸入品を含む）をその事実を知っていながら配布する目的で所持する行為
- ②正当な権利なく、著作権及びその他がこの法によって保護される権利の技術的保護措置を除去・変更・迂回する等、無力化することを目的とする技術・サービス・製品・装置またはその主要部品を提供・製造・譲渡・貸出及び転送する行為は著作権及びその他がこの法によって保護される権利の侵害とみなす。〈新設2003. 5. 27〉
- ③著作権及びその他がこの法によって保護される権利の侵害を誘発または隠匿する事実を知っているか、過失により知らないうちに正当な権利なく、行う行為として次の各号に該当する場合には著作権及びその他がこの法によって保護される権利の侵害とみなす。但し、技術的に不可欠であるか、著作物や実演・音楽レコード・放送またはデータベースの性質やその利用の目的及び形態に照らし合わせてみた時、やむを得ないと認められる場合は例外とする。〈新設2003. 5. 27〉
 1. 電子的形態の権利管理情報を意図的に削除または変更する行為
 2. 電子的形態の権利管理情報が削除または変更された事実を知っていながら、当該著作物や実演・音楽レコード・放送及びデータベースの原作やその複製を配布・公演・放送及び転送したり、配布の目的で輸入する行為

著作権法の施行規則

文化観光部令第146号（行政情報及び文書減少の為の競輪・競艇法施行規則等）を一部改正 [2006. 10. 26]

第1条の3（公告の内容）

第6条第2号※の規定による著作財産権者（著作隣接権者及びデータベースを含む。以下同様）を探す公告に含まれるべき事項は次の各号の通りである。 [改正2003. 7. 14]

1. 著作財産権者を見つけるという趣旨
2. 著作物（実演・音楽レコード・放送及びデータベースを含む。以下同様）の題号
3. 公表時に表示された著作者の姓名または異名
4. 著作物を発行または公表した者
5. 著作物の利用目的
6. 可能であれば複製の表紙写真等、その内容を特定できる資料
7. 公告者及び連絡先

[本条新設2000. 8. 31]

※第6条第2号：「新聞等の自由と機能の保障に関する法律」第12条第①項の規定によりその普及地域を全国として登録した日刊新聞または著作権法第81条の規定による著作権審議調停委員会が運営する情報通信網に文化観光部令が定めることにより著作財産権者の名称・住所などの照会事項を公告した日から10日が過ぎなければならないこと。

9. 音楽産業振興に関する法律（略称：音産法）

制定2006. 4. 28法律第7942号

出典 韓国音楽産業協会関連法規規定

<http://www.miak.or.kr/navigator.php?contents=html&usemode=list&DB=120>

- ・『音楽レコード、音楽映像物配給業』とは音楽レコード等を輸入（原版輸入を含む）したり、その著作権を所有・管理し、音楽レコード、音楽映像物販売業者またはオンライン音楽サービス提供者に供給する営業を指す。
- ・『オンライン音楽サービス提供業』とは「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第①項第1号の規定による情報通信網を利用し、音楽ファイル、音楽映像ファイルを消費者の利用に提供する営業を指す。
- ・違法に製作・流通または利用に提供される音楽レコード等に対する「非営利民間団体支援法」第2条の規定による非営利民間団体（以下「非営利民間団体」とする）の自律監視活動の支援に関する事項

第5条（音楽産業資料の管理等）

- ①文化観光部長官は音楽産業の振興の為に音楽レコード等の関連資料、情報及び統計等を収集・調査・保存・提供しなければならない。この為には関連機関・団体に資料の提出等、必要な措置を取ることができ、資料等の提出を要求された関連機関・団体は正当な事由がない限り、要求に積極的に協調しなければならない。
- ②文化観光部長官は第①項の業務を推進する為に、音楽産業関連資料及び情報を専門的に管理する機関を設立・運営できる。

第12条（国際協力及び海外進出支援）

- ①文化観光部長官は音楽産業の国際協力及び交流活性化と国際的地位強化の為に基盤を造成しなければならない。
- ②文化観光部長官は音楽レコード等の海外市場進出を活性化する為に、外国との共同制作、海外マーケティング・広報活動の支援、外国人の投資誘致、国際音楽レコード展示会の開催等、輸出関連協力体系の構築に関する事業を支援できる。
- ③文化観光部長官は第①項及び第②項の規定による事項を効率的に推進する為に現地事務所を設置・運営できる。

第16条（音楽レコード、音楽映像物制作業等の申告）

- ①音楽レコード、音楽映像物制作業または音楽映像物配給業を営為しようとする者は特別市長・広域市長・道知事（以下「道知事」とする）に申告しなければならない。但し、

次の各号のいずれかに該当する場合には申告しなくても構わない。

1. 国家または地方自治団体が制作する場合
 2. 法令によって設立された教育機関または研修機関が自主教育または研修目的で使用する為に制作する場合
 3. 「放送法」による放送事業者が放送の目的に使用する為に制作する場合
 4. 「政府投資機関管理基本法」第2条の規定による政府投資機関または政府支援機関がその事業の広報に使用する為に制作する場合
 5. 冠婚葬祭または宗教儀式等の行事を記念する為に制作する場合。但し、公衆に流通したり、視聴または利用に提供する場合を除く。
 6. その他大統領令が定める場合
- ②オンライン音楽サービス提供業を営為しようとする者は市長、郡守、区庁長に申告しなければならない。但し、大統領令で定めるオンライン音楽サービス提供業の場合は例外とする。
- ③第①項の規定にしたがい、申告した音楽映像物・音楽映像ファイル制作者と音楽映像物・音楽映像ファイル配給業者は「映画及びビデオの振興に関する法律」第57条の規定によるビデオ制作業またはビデオ配給業の申告をしたとみなす。
- ④第①項及び第②項の規定による申告の手続き・方法及び運営等に関する必要事項は文化観光部令で定める。

第17条（音楽映像物等の等級分類等）

- ①音楽映像物と音楽映像ファイルを制作または配給（輸入を含む）する者は当該音楽映像物と音楽映像ファイルを供給する前にその内容に関し、「映画及びビデオの振興に関する法律」第71条の規定による映像物等級委員会から等級分類を受けなければならない。
- ②音楽映像物・音楽映像ファイルの等級分類及び販売（オンライン音楽サービス提供行為を含む）に関し、「映画及びビデオの振興に関する法律」第50条ないし第56条、第65条、第66条、第95条第5号ないし第7号、第97条、第98条第①項第4号ないし第6号、第98条第②項第8号及び第99条の規定を準用する。この場合『ビデオ』を『音楽映像物・音楽映像ファイル』とみなす。

第20条（申告証・登録証の交付）

道知事または市長、郡守、区庁長は第16条及び第18条の規定による申告を受けたり、登録をした場合には文化観光部令が定めるように、申請人に申告証または登録証を交付しなければならない。

第21条（申告または登録事項の変更）

- ①第16条及び第18条の規定にしたがい、申告または登録を行った者が文化観光部令が定め

る重要事項を変更しようとする場合には、文化観光部令が定めたように道知事または市長、郡守、区庁長に変更申告または変更登録をしなければならない。

- ②道知事または市長、郡守、区庁長は第①項の規定にしたがって変更申告または変更登録を受けた場合には、文化観光部令が定めたように申告証または登録証を更新し、交付しなければならない。

第25条（表示義務）

- ①営利目的に音楽レコード等を制作、輸入または複製する者は当該音楽レコード毎に制作、輸入または複製した者の商号（図書に付随する物の場合には出版社の称号）等を表示しなければならない。
- ②第①項の規定にしたがって表示しなければならない事項及び表示方法等に関する必要事項は大統領令で定める。

第27条（登録取消等）

- ①同知事または市長、郡守、区庁長は第2条第8号ないし第11号及び第13号の規定による営業を営為する者が次の各号のいずれかに該当する時にはその営業の閉鎖命令、登録の取消処分、6ヶ月以内の営業停止命令、是正措置または警告措置を取ることができる。但し、第1号または第2号に該当する場合には営業を閉鎖するか、登録を取り消さなければならない。
1. 嘘やその他不正な方法で申告または登録を行った場合
 2. 営業の停止命令を違反し、営業を続けた場合
 3. 第18条の規定による施設基準に違反した場合
 4. 第21条の規定による変更申告または変更登録をしなかった場合
 5. 第22条の規定によるカラオケ場業者遵守事項を違反した場合
 6. 第29条第③項に該当する音楽レコード等を製作・流通または利用に提供したり、その為陳列・補完または展示した場合
- ②第①項の規定にしたがい、営業の閉鎖命令または登録の取消処分を受けた者はその処分の通知を受けた日から7日以内に申告証または登録証を返納しなければならない。
- ③第①項の規定による行政処分の基準等に関する必要事項は文化観光部令で定める。

第29条（営業所閉鎖及び音楽レコード等の回収・廃棄）

- ①文化観光部長官、道知事または市長、郡守、区庁長は第16条及び第18条の規定による申告または登録をせずに営業を行っている者と第27条第①項の規定による営業の閉鎖命令または登録の取消処分を受けながら営業を続ける者に対し、関係公務員にその営業所を閉鎖させる為の次の各号の措置を取ることができる。
1. 当該営業または営業所の看板、その他の営業表示物の除去・削除

2. 当該営業または営業所が違法であることを知らせる掲示の貼付
 3. 営業の為に必要な器具または施設を使用できなくする封印
 4. 当該営業の為にインターネットURL及びサーバー等の使用中止または押収
- ②第①項の措置を取るに当たって事前に当該業者またはその代理人に書面でその旨を通知しなければならない。但し、大統領令で定める緊急な事由がある場合には例外とする。
- ③文化観光部長官、道知事または市長、郡守、区庁長は第16条の規定による申告を行わなかった者が営利目的に制作した音楽レコード等を発見した時には、関係公務員等にこれを回収し、削除または廃棄させることができる。
- ④第③項の規定にしたがい、関係公務員等が当該音楽レコード等を回収した時には、その所有者または占有者に回収証を公布しなければならない。但し、回収証の受け取りを拒否した場合には例外とする。
- ⑤文化観光部長官、道知事または市長、郡守、区庁長は第③項の規定にしたがい、関係公務員等が回収・廃棄等を行うに当たって、必要に応じては関連協会または団体の協力を要請できる。
- ⑥第①項及び第③項の規定にしたがい、掲示物の貼付・封印・回収・廃棄等の処分を行う関係公務員、協会または団体の役人・職員はその権限を表示する証票を持参し、これを関係者に提示しなければならない。

第31条（手数料）

次の各号のいずれかに該当する申告または登録を行う者は市・道または市・郡・区の条例が定めた手数料を納付しなければならない。

1. 第16条第①項の規定による音楽レコード、音楽映像物制作業または音楽レコード、音楽映像物配給業の申告
2. 第16条第②項の規定によるオンライン音楽サービス提供業の申告
3. 第18条第①項の規定によるカラオケ場業の登録
4. 第21条第①項の規定による音楽レコード、音楽映像物制作業、音楽レコード、音楽映像物配給業、オンライン音楽サービス提供業及びカラオケ場業の変更申告または変更登録

音楽産業振興に関する法律施行令

制定2006. 10. 29大統領令第19718号

第11条（音楽レコード等の表示事項及び方法）

- ①法第25条第①項にしたがい、音楽レコード等を制作または輸入したり、複製する者が表示しなければならない事項は次の各号の通りである。
1. 商号、題号、制作年月日（輸入または複製の場合には輸入または複製年月日）

2. 法第10条による識別表示（音楽ファイルと音楽映像ファイルに限る）
 3. 法第17条による等級表示（音楽ファイルと音楽映像ファイルに限る）
- ②第①項による表示事項の表示方法は次の各号の通りである。
1. 音楽レコード：第①項第1号の事項を音楽レコードの表紙または包装紙に表示する。
 2. 音楽ファイル：第①項第1号及び第①項第2号の事項を電子的形態に表示する。この場合、音楽ファイルを制作または輸入したり、複製する者が「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法」第2条第6号によるオンラインデジタルコンテンツ制作者である場合には「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法施行令」第22条にしたがって表示すべき事項のうち、表示年月日と利用条件のみを表示し、第①項第1号及び第2号の事項を表示しなければならない。
 3. 音楽映像物：第①項第1号及び第①項第3号の事項を「映画及びビデオの振興に関する法律施行令」第27条第①項及び第②項による方法で表示する。
 4. 音楽映像ファイル：第①項第1号及び第①項第2号の事項を電子的形態で表示し、第①項第3号の事項を「映画及びビデオの振興に関する法律施行令」別表3による方法で表示する。この場合、音楽映像ファイルを制作または輸入したり、複製する者が「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法」第2条第6号によるオンラインデジタルコンテンツ制作者である場合には「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法施行令」第22条にしたがって表示すべき事項のうち、表示年月日と利用条件のみを表示し、第①項第1号ないし第3号による事項を表示しなければならない。

音楽産業振興に関する法律施行規則

制定2006. 10. 29文化観光部令第150号

第6条（音楽レコード、音楽映像物制作業等の申告書提出）

- ①法第16条第①項各号の本文にしたがい、制作業または配給業を申告しようとする者は別紙第1号書式の音楽レコード、音楽映像物制作業申告書（電子文書になっている申告書を含む）または別紙第2号書式の音楽レコード、音楽映像物配給業申告書（電子文書になっている申告書を含む）に次の各号の書類を添付し、特別市長、広域市長、道知事（以下「道知事」とする）に提出しなければならない。
1. 営業所（工場がある場合には工場を含む）の賃貸借契約書のコピー（賃貸した場合に限る）
 2. 所有または賃借した制作施設及び装備の明細書（音楽レコード、音楽映像物製作作業に限る）
- ②第①項にしたがい、申告書を受けた担当公務員は「電子政府実現の為の行政業務等の電子化促進に関する法律」第21条第①項による行政情報の共同利用を通じ、次の各号の書

類を確認しなければならない。但し、申請人が確認に同意しない場合にはこれを添付させる。

1. 法人登記簿謄本（法人の場合に限る）
2. 営業所（工場がある場合工場を含む）の建物登記簿謄本（賃借した場合であり、建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る）
3. 事業者登録証

第7条（オンライン音楽サービス提供業の申告書提出）

①法第16条第②項本文にしたがい、オンライン音楽サービス提供業の申告を行おうとする者は別紙第3号書式のオンライン音楽サービス提供業申告書（電子文書になっている申告書を含む）に次の各号の書類を添付し、営業所所在地を管轄する市長、郡守、区庁長に提出しなければならない。

1. 営業所の賃貸借契約書のコピー（賃借した場合に限る）
2. 施設及び装備の明細書

②第①項にしたがい、申告書を受けた担当公務員は「電子政府実現の為の行政業務等の電子化促進に関する法律」第21条第①項による行政情報の共同利用を通じ、次の各号の書類を確認しなければならない。但し、申請人が確認に同意しない場合にはこれを添付させる。

1. 法人登記簿謄本（法人の場合に限る）
2. 営業所の建物登記簿謄本（賃借した場合であり、建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る）

第10条（申告証、登録証の交付及び再交付）

①法第20条にしたがい、市長、郡守、区庁長は次の各号の申告証または登録証を交付しなければならない。

1. 法第16条第①項本文による音楽レコード、音楽映像物制作業の場合：別紙第5号書式の音楽レコード、音楽映像物政策業申告証
2. 法第16条第①項本文による音楽レコード、音楽映像物配給業の場合：別紙第6号書式の音楽レコード、音楽映像物配給業申告証
3. 法第16条第②項によるオンライン音楽サービス提供業の場合：別紙第7号書式のオンライン音楽サービス提供業申告証
4. 法第18条第①項によるカラオケ場業の場合：別紙第8号書式のカラオケ場業登録証

②第①項による申告証または登録証を受けた者が申告証または登録証をなくしたり、古くなって使えなくなった為に再公布を受けようとする時には、別紙第9号書式の音楽レコード、音楽映像物制作業等の申告証（登録証）再交付申請書に申告証または登録証が使えなくなったことを確認できる証拠資料を添付（申告証または登録証が古くなって使え

なくなった場合に限る)し、道知事または市長、郡守、区庁長に提出しなければならない。

- ③同知事または市長、郡守、区庁長は第②項にしたがい、申告証または登録証の再交付申請を受けた場合にはその申告または登録の内容を確認した後、申告証または登録証を再交付しなければならない。

第11条（申告または登録事項の変更申告等）

①法第21条第①項により、音楽レコード、音楽映像物制作業または音楽レコード、音楽映像物配給業を申告したり、カラオケ場業を登録した者が変更申告または変更登録しなければならない事項は次の各号の通りである。

1. 営業者（法人の場合にはその代表者）の変更
2. 営業所所在地の変更
3. 制作品目または配給品目の変更（音楽レコード、音楽映像物制作業及び音楽レコード、音楽映像物配給業に限る）
4. 商号の変更
5. 営業所面積の変更と青少年室有無の変更（カラオケ場業に限る）

②第①項によって変更申告または登録変更をしようとする者は次の各号のいずれかに該当する書類を道知事または市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。

1. 法第16条第①項本文による音楽レコード、音楽映像物制作業または音楽レコード、音楽映像物配給業の場合：別紙第10号書式の音楽レコード、音楽映像物制作（配給）業変更申告書
2. 法第16条第②項本文によるオンライン音楽サービス提供業の場合：別紙第11号書式のオンライン音楽サービス業変更申告書
3. 法第18条によるカラオケ場業の場合：別紙第12号書式のカラオケ場業変更登録申請書

③第②項の書類には次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 申告証または登録証
2. 営業所（工場がある場合には工場を含む）の所在地を変更する場合、営業所の賃貸借契約書のコピー（賃借した場合に限る）
3. 制作品目を変更する場合には制作施設及び装備の明細書（制作施設及び装備を変える場合に限る）
4. その他の変更事項を証明する書類

④第②項と第③項による書類を受けた担当公務員は「電子政府実現の為の行政業務等の電子化促進に関する法律」第21条第①項による行政情報の共同利用を通じ、営業所の建物登記簿謄本（賃借した場合であり、建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る）を確認しなければならない。但し、申請人がこれに同意しない場合にはこれを添付させる。

- ⑤道知事または市長・郡守・区庁長は第②項と第③項による変更申告または変更登録を受けた場合には、その内容を確認した後第10条第①項により、更新された申告証または登録証を交付しなければならない。

音楽産業振興に関する法令と旧法令との主要な相違点

事項別区分	旧法の内容	新法の内容	備考
音源の概念	ーなし	ー音または音の表現として有形物に固定できるか、電子的形態で収録できるもの	ー音楽レコード中心から音楽産業構造変化により、関連定義導入
音楽映像物の概念	ーなし	ー音源の内容を表現する為に当該音源に映像が含まれて制作されたもの、音楽の実演に対する映像物も含む ☞音産法第2条第6号	ーミュージックビデオ、ライブ実況等、音楽映像物は音楽産業振興法の適用を受ける (等級分類存置)
音楽レコード輸入推薦	ー外国音楽レコード輸入及び国内制作時、映像物等級委員会の輸入推薦を受けなければならない。	ー輸入推薦制度の廃止（新法に 関連規定なし）	ー外国音楽レコードに対する差別制度及び輸入規制として誤認される可能性がある為に廃止
オンライン音楽サービス提供業の申告	ーなし	ーオンライン音楽サービス提供業を営為しよとする物は市長、郡守、区庁長に申告 ☞音産法第16条第②項、則第7条	ー流通構造が音楽レコード流通から音源サービスに変わっていくにつれ、これまでに自由業であったオンライン音楽サービス提供者を申告業に転換
表示事項及び方法	ー営利目的の音楽レコードの製作、輸入、複製の場合商号表示	ー表示事項：商号、題号、制作年月日、等級表示（音楽映像物と音楽映像ファイル） ー表示方法：音楽レコードと音楽ファイルには商号、制作年月日と識別表示等を表示するようにし、音楽映像物と音楽映像ファイルには商号、制作年月日と	ー既存の音楽から音楽レコード、音楽ファイル、音楽映像ファイルに細分化されたことにより、媒体別特徴による表示事項を採択

事項別 区分	旧法の内容	新法の内容	備考
		<p>等級表示等を表示するようにするが、等級表示は映画やビデオの例にしたがって表示するようにする。</p> <p>☞音産法第25条、第11条</p>	
<p>申告、登録等の 手数料</p>	<p>－音楽レコード制作業、配給業の申告2万ウォン（収入印紙）</p>	<p>－音楽レコード、音楽映像物制作業、配給業の申告：市・道条例で定める金額</p> <p>－オンライン音楽サービス提供業、カラオケ場業の登録、申告：市・郡・区の条例で定める金額</p> <p>☞音産法第31条</p>	<p>－該当地方自治団手で手数料を定めるようにする。</p>
<p>行政官庁への提出文書、電子文書を含む</p>	<p>－なし</p>	<p>－音楽レコード、音楽映像物制作業、配給業、オンライン音楽サービス提供業、カラオケ場業の申告、登録等、行政官庁へ提出する文書に電子文書も含む。</p> <p>☞規則第6条等</p>	<p>－インターネット活用の増加により、国民の便宜を図る為、電子メール送付等を可能にし、登記簿謄本等の一部書類を請願人の代わりに行政電算網を通じて公務員が直接確認</p>

10. ゲーム産業振興法（略称：ゲーム法）

ゲーム産業振興に関する法律－制定の理由

ゲーム産業振興に関する法律

[制定2006. 4. 28法律第7941号]、施行日2006. 10. 29、現在施行法令確認] [制定]

■制定の理由

ゲーム産業は次世代核心文化産業であり、付加価値の高い産業である為、変化しているゲーム産業環境に積極的に対処し、ゲーム産業振興の為の体系的で様々な政策を推進できるように基盤を造成するのが目的である。また、ゲームが音楽レコード、ビデオと一緒に「音楽レコード、ビデオ及びゲームに関する法律」に規定されており、ゲーム固有の特性が反映されず、ゲーム利用文化がきちんと定着できていない為、ゲームに関する法体系を大幅改編し、ゲーム利用者の権益向上と健全なゲーム文化を確立しようとする目的もある。

■主要内容

イ. ゲーム産業振興総合計画の樹立・施行（法第3条）

文化観光部長官は関係中央行政機関の長と協議し、ゲーム産業総合計画の基本方向、制度と法令の改善、ゲーム文化及び創作活動の活性化、産業基盤造成、国際協力及び海外市場進出等、ゲーム産業振興の為の総合計画を樹立・施行するようにする。

ロ. ゲーム産業の振興（法第4条ないし第11条）

ゲーム産業振興の為に政府が創業の活性化、専門人材の養成、技術開発の推進、共同開発及び研究、標準化の推進、流通秩序の確立、国際協力、海外進出及び実態調査等を実施し、これを支援するようにする。

ハ. ゲーム文化の振興（法第12条ないし第14条）

政府がゲームの逆効果予防等の為のゲーム文化基盤を造成し、ゲームの創作活動保護の為に知的財産を保護し、健全なゲーム利用文化造成及び被害の予防・救済等の為の利用者の権益を保護する等の施策を推薦させるようにする。

ニ. eスポーツ（電子スポーツ）の活性化（法第15条）

文化観光部長官がeスポーツ関連研究活動、標準化、国際協力及び交流、eスポーツ産業活性化及びeスポーツ選手の権益向上等の為の事業を推進させるようにする。

ホ. ゲーム等級分類（法第16条ないし第24条）

ゲーム等級分類の為にゲーム産業に対する専門性と経験がある者の中から大統領令が定める団体の長の推薦によって文化観光部長官が委嘱する委員で構成される「ゲーム等級委員会」を設け、ゲームの等級分類及びそれに伴う制作・流通または利用提供有無の確認等、等級分類の事後管理に関する事項等を審議・議決する。

ゲーム法諸規定（新たに改正された法との共通部分）

ゲーム等級分類基準

第1章 等級分類基準

第1条（等級分類対象）

ゲームの等級分類対象を次の各号のように定める。

1. 分離型ゲーム：映像が収録されたゲーム内容物がゲーム機器から分離され販売、配布、貸出（以下「流通」とする）されるものであり、ディスク及びその他新素材形態のゲーム
2. オンラインゲーム
 - イ. 流通、視聴提供または娯楽提供の為に販売、配布されるゲームであり、普及方法や媒体の形態、サーバーの位置（国内サーバーに限定）、有・無線（ネットワーク、モバイルゲーム含む）及びゲームの有料・無料と関係なく、事前に等級分類が可能なゲーム（2005. 6. 2改正）
 - ロ. 削除（2005. 6. 2削除）

第3条（等級分類基準）

①ゲームの等級分類基準は次の各号の通りである。

1. 全年齢利用可
 - イ. 全般的なテーマ及び内容展開が正当なもの
 - ロ. テーマ及び内容に性的な露出や暴力等の描写がないもの
 - ハ. 情緒涵養に役立つか、学習等を目的にした内容として全ての年齢に適合するもの
 - ニ. その他一般的に容認されない特定の思想・宗教・風俗等の事項が全ての年齢に適合するもの
 - ホ. 正しい言葉の使用を阻害したり、刺激性のないもの（2006. 3. 31新設）
2. 12歳利用可
 - イ. 全般的なテーマが威嚇的でなく、内容展開が正当なもの
 - ロ. テーマ及び内容展開において性的露出や暴力等の描写が軽微であるか、慎重で正当なもの
 - ハ. その他一般的に容認されない特定の思想・宗教・風俗等の事項が適合に描写されているもの
 - ニ. 言語使用において刺激性が微々たるものであり、内容展開上正当なもの（2006. 3. 31新設）
3. 15歳利用可
 - イ. 全般的なテーマが穏健で含蓄があり、内容展開が全般的に正当なもの
 - ロ. テーマ及び内容展開において性的露出や暴力等の描写が制限的かつ暗示的であり、

内容上正当なもの

- ハ．その他一般的に容認されない特定の思想・宗教・風俗等の事項が適合に描写されているもの
 - ニ．言語使用において隠語、俗語等が過度に使用されず、暗示的であり、内容展開上正当なもの（2006. 3. 31新設）
4. 18歳利用可
- イ．テーマ及び内容展開が明示的かつ事実的であり、内容上正当なもの
 - ロ．テーマ及び内容展開において性的露出や暴力等の描写が現実的で具体的かつ模擬的あるが、内容上正当なもの
 - ハ．その他精神的、肉体的に影響を与えられる特定の思想・宗教・風俗等の事項が直接的かつ具体的に表現されているもの
 - ニ．言語使用が明示的で明白であるが、内容展開上度を過ぎないもの（2006. 3. 31新設）（2006. 3. 31本条改正）

第2章 等級分類保留基準

第4条（憲法の基本秩序）

憲法の基本秩序に違背するか、国家の権威または利益を損傷する恐れがある次の各号の内容は等級分類を保留できる。

1. 反国家的行動を描写し、大衆を扇動する内容
2. 国歌または国旗等、国家の象徴を敬謙に扱わない場合や国家の威信を著しく損傷する恐れがある内容
3. 自由民主主義体制を誹謗・謀略・否定する内容を意図的に強調し、描写する内容
4. 左翼思想や活動を美化したり、宣伝・扇動する内容
5. 正当な法執行を嘲弄・誹謗する内容

第5条（国際関係）

国際的外交関係、民族の文化的主体性等を毀損し、国益を害する恐れのある次の各号の内容は等級分類を保留できる。

1. 国際間の友好を毀損する恐れがあるもの
2. 客観的事実に基づかず、友邦国家を意図的に敵対視したり、その為の活動を美化して描写するもの
3. 民族の文化的主体性または国民の健全な情緒を害するもの

第6条（社会倫理）

美風良俗を害したり、社会秩序を乱す恐れがある次の各号の内容は等級分類を保留できる。

1. 尊・卑属に対する傷害・暴行・殺人等、伝統的な家族倫理を毀損する内容

2. 犯罪を正当化する内容または犯罪手段を過度に残忍かつ詳細に描写する内容
3. 尊・卑属、老人、児童、女性の虐待を正当化したり、自殺行為を勧奨する恐れがある内容
4. 肢体不自由者、精神薄弱児等の障害者を描写するに当たって、嘲弄の対象にし、暴悪・非情性を助長する内容（2005. 6. 2改正）
5. 青少年の喫煙または飲酒を正当化する内容
6. 博打と射幸心の助長等により、健全な生活態度を著しく阻害する恐れがある内容
7. 麻薬の取扱と使用を具体的に描写したり、墮胎、切開、手術場面及び不正な医療行為場面を詳細または残忍に描写した内容（2005. 6. 2改正）

第7条 削除（2005. 6. 2削除）

第8条（暴力描写）

犯罪、暴力等を過度に詳しく描写し、社会秩序を乱す恐れがある次の各号の内容は等級分類を保留できる。（2005. 6. 2改正）

1. 暴行・傷害・拷問・殺害等の犯罪行為を過度に残忍に描写したもの（2005. 6. 2改正）
2. 刀剣、凶器または銃器を使用した集団殺傷または過度の肉体損傷等で嫌悪感を与える内容
3. 削除（2005. 6. 2削除）
4. 生命体に対する過度の暴力行為を描写する内容

第9条（性描写）

淫乱・猥褻行為が過度に描写される次の各号のような内容は等級分類を保留できる。

1. 低俗または猥褻な言葉を使用したり、淫乱な行為を描写する内容
2. 性器及び陰毛の露出、性器愛撫または性行為を直接描写したり、輪姦等の性犯罪を正当化または美化する内容
3. 獣姦、同性愛、性倒錯及び乱交等を過度に描写したり、近親相姦を直接的に描写した内容
4. 青少年を対象とした性行為を助長したり、女性を性的対象としてのみ記述する等、性倫理を歪曲する内容

第10条（教育）

教育において次の各号のような内容は等級分類を保留できる。

1. 青少年の不道德な行為や脱線を助長する行為を正当化する内容
2. 教育者を嘲弄・軽蔑の対象に描写したり、師匠に暴力または暴言を使う内容

3. (2006. 3. 31削除)

第11条 (宗教)

信仰や宗教において次の各号のような内容は等級分類を保留できる。

1. 特定の宗教団体の聖職者・修道者・教理・意識等を侮辱したり、愚弄の対象に歪曲し、描写した内容
2. 迷信行為を正当化したり、助長し、健全な国民意識を乱す恐れがある内容

第12条

事実関係の描写において次の各号の場合には等級分類を保留できる。

1. 歴史的な考証が必要な特定の人物・事実または物等を描写するに当たって、その考証を歪曲し、理解当事者に有・無形の権利侵害を与える恐れがある場合
2. 虚偽宣伝や誇張宣伝及び他人の物を歪曲して紹介する場合
3. 個人の私生活や肖像権を不当に侵害する場合

第13条 (題名・台詞)

題名または台詞が低俗または猥褻であるか、内容と関係なく、過度に扇情的に誇張表現された場合には等級分類を保留できる。

第13条の2 (射幸性の判断)

ゲームの射幸性有無を判断する為に必要と認められる場合には、十分な内容検討の為に3ヶ月以内の期間を定め、等級分類を保留できる。(2005. 6. 2新設)

第14条 (その他)

映画、音楽、写真、パズル等の内容を収録したゲームは相互作用性の程度を考慮し、等級分類基準を適用する。

第3章 利用不可決定の基準

第15条 (利用不可決定)

- ①過度の射幸心を誘発する花札、カードゲーム、ロイヤルカジノ、スロットマシン、パチンコ、競馬等のゲームを利用し、多者間に使用できるようにした場合には利用不可を決定できる。
- ②多者間にネットワーク (オンラインゲームを含む) を構築し、オンライン上で得た点数を現金化 (口座振込み、オンライン送金、サイバーマネー等) できる場合、利用不可を決定できる。

ゲームの表示方法

1. ゲーム

- 1) 商号、等級分類番号、利用等級、ゲーム制作会社または配給会社申告（登録）番号を記載しなければならない。（2002. 6. 21改正）
- 2) 等級分類を受けたゲームは当該ゲーム及びゲームケースの前面及び側面の下段に等級を記載しなければならない。但し、当該ゲームの側面の幅が2cm以下の場合には、別の方法で等級表示ができる。
 - ①全年齢利用可：幅2cmの緑色の楕円形の中に黒い字で『全年齢利用可』を表示する。
 - ②12歳利用可：幅2cmの青色の楕円形の中に黒い字で『12歳利用可』を表示する。
 - ③15歳利用可：幅2cmの茶色の楕円形の中に黒い字で『15歳利用可』を表示する。
 - ④18歳利用可：幅2cmの赤色の楕円形の中に白い字で『18歳利用可』を表示する。

2. オンラインゲーム（2002. 6. 21改正）

- 1) 商号、等級分類番号、ゲーム制作会社または配給会社申告（登録）番号を記載しなければならない。
- 2) ゲーム初期画面駆動時の画面右上に次の等級表示をしなければならない。円形の大きさは17インチモニターを基準にした値である。
 - ① 全年齢利用可：幅1cmの緑色の楕円形の中に黒い字で『全年齢利用可』を表示する。
 - ②12歳利用可：幅1cmの青色の楕円形の中に黒い字で『12歳利用可』を表示する。
 - ③15歳利用可：幅1cmの茶色の楕円形の中に黒い字で『15歳利用可』を表示する。
 - ④18歳利用可：幅1cmの赤色の楕円形の中に白い字で『18歳利用可』を表示する。
- 3) モバイルゲームのうち、上記の等級表示が不可能な場合、初期画面に文字等級表示を行わなければならない。
- 4) 18歳利用可等級のゲームは上記1) と2) の掲載事項以外に次の内容が含まれた警告文をゲーム駆動前に使用者が認知できるようにしなければならない。

このゲームは18歳利用可ゲームであり、
青少年は利用できません。

- 5) 上記1) 、3) 、4) の場合、委員会で表示方式が不適切と判断した場合、修正するよう勧告できる。